

長野県 駒ヶ根市議会 議会要覧



ふるさとの丘より市街地を望む



秋の駒ヶ根高原と中央アルプス



駒ヶ根市議場

令和 8 年度版

(令和 8 年 5 月)



駒ヶ根市民憲章

ふたつのアルプスの雄大な山並み
 鮎おどる天竜のしぶき
 緑の森にこだまする小鳥たちのさえずり
 満天の星たちに彩られ
 悠久たる自然にあふれる駒ヶ根市

そこに住む私たちは
 未来に生きる子供たちとともに
 遥かなる歴史や文化を訪ね
 生あるものすべてを愛し
 平和と友情の輪が広がることを願ひ
 つねに地球人として高い理想を掲げ
 学びあい慈しみ
 互いに手をたずさえて
 愛と誇りと活力に満ちた
 駒ヶ根市を築きます

(平成六年三月二十三日制定)



駒ヶ根市章

コマを立体的に図案化してアルプス連峰を表し、丸印は市の平和を表しています。

(制定：昭和36年8月1日)



駒ヶ根市PRキャラクター こまかっぱ

天竜川に伝わるかっぱ伝説をモチーフにしたキャラクター。2つのアルプスをイメージした帽子と桜のポシェットを付けています。駒ヶ根市のことを知ってもらうため、県内外で活動しています。

(制定：平成26年1月10日)



市の木 赤松

生命力が強く、樹齢の長い樹木。当市の躍進、悠久、平和都市を象徴。

(制定：昭和49年7月1日)



市の花 すずらん

市内の随所に見られる可憐で気品のある花は、当市の美しい景観や自然を象徴。

(制定：昭和49年7月1日)



市の昆虫 ハッチョウトンボ

世界最小種(1円玉程度)で南割区に生息。市民活動で数が増加。共生の象徴。

目 次

市民憲章

I 市勢

1 沿 革	5
2 地勢・位置	5
3 人口と世帯数	6

II 議会

1 駒ヶ根市議会議員名簿	7
2 議会の構成	8
(1) 議員数	8
(2) 任 期	8
(3) 年齢別・当選回数別議員数	8
(4) 常任委員会	8
(5) 議会運営委員会	8
(6) 特別委員会	8
(7) 各派代表者会	9
(8) 議会選出（推薦）の機関別一覧表	9
(9) 議会選出（推薦）の機関別議員（委員）一覧	10
3 議会活動状況	15
(1) 定例会の開催	15
(2) 本会議開催状況	15
(3) 委員会・協議会開催状況	15
(4) 議案等議決状況	16
(5) 行政視察受入れ状況	17
4 議員報酬等	18
(1) 議員報酬	18
(2) 視察旅費等	18
5 歴代市議会議長・副議長	19
6 歴代市議会常任委員	20

7 駒ヶ根市議会基本条例等	31
III 行政	
1 歴代理事者	45
2 理事者給与等	46
3 財政状況	47
(1) 各会計別当初予算	47
(2) 一般会計歳入当初予算の状況（財源別）	47
(3) 一般会計歳出当初予算の状況（目的別）	48
(4) 一般会計歳出当初予算の状況（性質別）	49
(5) 財政分析	49
IV 産業	
1 産業大分類別事業所数及び従業者数	50
2 駒ヶ根市の産業	50
V 都 市 宣 言	51
VI 友 好 都 市	55

I 市勢

1. 沿革

駒ヶ根市の歴史を辿りますと、市内赤穂の船山遺跡からは、約7～8千年前の縄文早期の住居跡や多数の土器が発掘され、また天竜川をはさんだ市内一円の高台には、各所に縄文中期の土器が発見されて、先住民族の集落が散在していたことを物語っております。

平安時代末期に至り、赤穂北原の大田切川端に砦が築かれ、その後十余の築城があったことが古文書に記述されております。

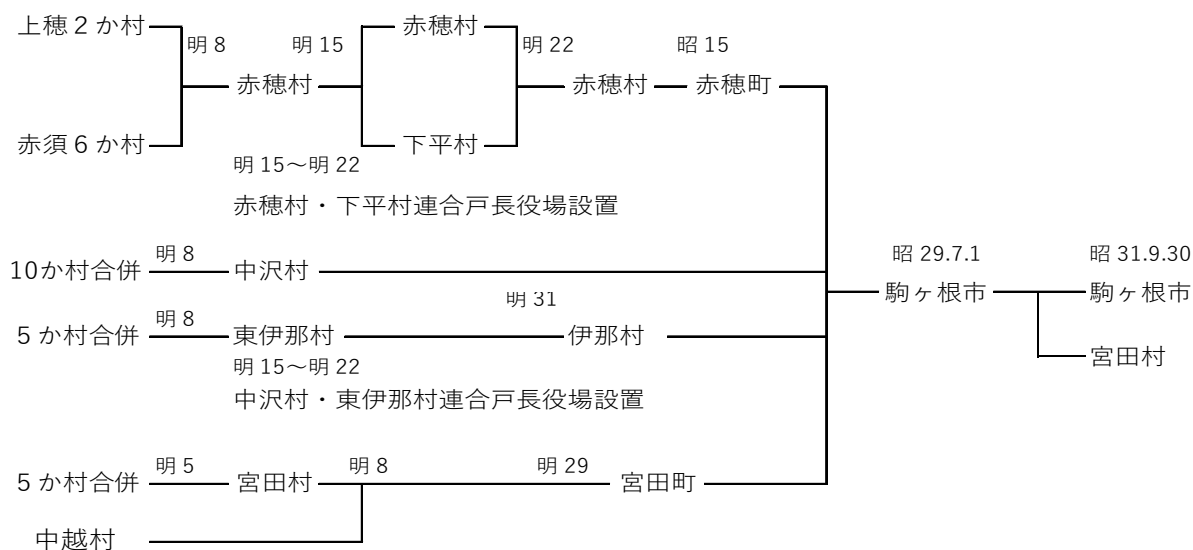
江戸時代には、竜西地区が主として幕府領、竜東地区が高遠藩の配下にありましたが、明治維新の改革に伴う廃藩置県を経て、政治社会情勢に対応した多数の村落が合併し、その後町村行政組合組織の整備拡大が進展して、昭和29年7月1日近隣2町2か村が合併し、市制が施行されました。

その後、昭和31年9月30日宮田村が分市して、現在に至っております。

市制施行以来、伊南地区の中核都市としての機能を整備しつつ、市基本構想の理念に基づく都市を指標として、農業、工業、商業の調和のとれた人間性尊重の住みよい都市づくりを希求しております。

近年では、全国住みよさランキング（東洋経済新報社）において10位となったほか、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所のあるまちとして国際交流・国際協力にも力を注ぐとともに、企業誘致などにも積極的に取り組んでいます。

駒ヶ根市の歴史



2. 地勢・位置

長野県の南部、伊那谷のほぼ中央に位置し、その名を駒ヶ岳に由来する駒ヶ根市は、紺碧の空に白雪が輝く霊峰駒ヶ岳を主峰とする中央アルプスを西に仰ぎ、東には緑深い伊那山脈の奥に秀峰仙丈ヶ岳をはじめ南アルプスの雄大な山並みを望む景勝の地であります。

市の中央を流れる天竜川をはさんで広がる肥沃な耕地は、県下でも有数の穀倉地帯であり、郊外には豊かな水と土地を活用した工業が飛躍的な発展を遂げるとともに、中央アルプス山麓には教育文化施設が順次整備されております。

さらに、中央自動車道駒ヶ根インターチェンジと中央アルプスの中間にある高原観光地、中央アルプス駒ヶ岳ロープウェイ、信濃五大寺の一つとして数えられる名利光前寺の自然美豊かな観光資源に恵ま

れ、県内外から多数の行楽客が訪れます。

そのような中で、中央アルプスは、希少で特徴的な氷河地形や貴重な高山植物などが認められ、令和2年3月27日に全国で57番目、県内では4番目となる国定公園に指定されました。



◇ 位 置 ◇

面 積	165.86 k m ²	南 北	8.1 k m	北 緯	35° 43′ 30″
標 高	676m	周 囲	75.8 k m	東 経	137° 56′ 13″

3. 人口と世帯数

(国調ベースの各10月1日現在) (単位: 世帯: 人)

年次	世帯数	人口			1世帯当たり 人 口	人口密度 (1km ² 当たり)
		総数	男	女		
昭和10年	4,419	23,064	11,422	11,642	5.2	141.0
30	5,390	27,127	13,050	14,077	5.0	165.9
35	5,835	27,579	13,197	14,382	4.7	168.6
40	6,471	28,327	13,461	14,866	4.4	173.2
45	6,997	28,913	13,813	15,100	4.1	176.8
50	7,669	30,318	14,601	15,717	4.0	185.4
55	8,219	31,179	15,098	16,081	3.8	190.7
60	8,932	32,396	15,768	16,628	3.6	198.1
平成2	9,519	32,771	15,985	16,786	3.4	197.5
7	10,422	33,601	16,463	17,138	3.2	202.5
12	11,460	34,338	16,701	17,637	3.0	207.0
17	12,035	34,417	16,843	17,574	2.9	207.4
22	12,161	33,693	16,445	17,248	2.8	203.1
27	12,437	32,759	16,006	16,753	2.6	197.5
28	12,579	32,615	15,945	16,670	2.6	196.6
29	12,750	32,500	15,871	16,629	2.5	195.9
30	12,904	32,276	15,765	16,511	2.5	194.6
令和元	13,171	32,197	15,753	16,444	2.4	194.1
2	12,956	32,202	15,729	16,473	2.5	194.2
3	13,105	31,993	15,660	16,333	2.4	192.9
4	13,289	31,783	15,576	16,207	2.4	191.6
5	13,360	31,470	15,444	16,026	2.4	189.7
6	13,501	31,175	15,330	15,845	2.3	188.0

Ⅱ 議会

1. 駒ヶ根市議会議員名簿

令和8年5月1日現在

議席 番号	氏 名	所属委員会	行政区	所属会派	期数
1	ミヤシタ ミノル 宮下 稔	教育民生建設	中沢区 菅沼	改 進 の 会	2
2	タケガミ ヨウコ 竹上 陽子	教育民生建設	南割区 第1-1	ア ル プ ス	1
3	フジイ クニヒコ 藤井 邦彦	教育民生建設 議会運営	小町屋区 北部	無 会 派	1
4	イケダ サチヨ 池田 幸代	教育民生建設	福岡区 第4	ア ル プ ス	2
5	オハラ シゲユキ 小原 茂幸	総務産業	北割二区 光前寺	創風すずらん	3
6	タケムラ ホマレ 竹村 誉	教育民生建設 議会運営	中沢区 菅沼	ア ル プ ス	4
7	コハラ コウイチ 小原 晃一	総務産業 議会運営	北割一区 北原下	改 進 の 会	2
8	オシダ ヨシカズ 押田 慶一	総務産業 議会運営	上穂町区 第1	創風すずらん	1
9	コバヤシ トシオ 小林 敏夫	総務産業	南割区 第1-2	至 誠 会	5
10	タケムラ トモコ 竹村 知子	教育民生建設	中沢区 中割	改 進 の 会	3
11	フクザワ ミカ 福澤 美香	総務産業	下平区 第9	創風すずらん	1
12	ナカヤマ マホ 中山 万宝	総務産業 議会運営	福岡区 第3	三 鏡 会	1
13	イマホリ ライゾウ 今堀 雷三	教育民生建設 議会運営	福岡区 第5	至 誠 会	1
14	○ナカジマ カズヒコ ○中島 和彦	教育民生建設	町二区 第6	三 鏡 会	2
15	◎クガサワ ヨウコ ◎氣賀澤 葉子		市場割区 中通	創風すずらん	3

※氏名欄の◎印は議長、○印は副議長

2. 議会の構成

(1) 議員数 条例定数：15人 現員数：15人

(2) 任期 令和5年4月30日～令和9年4月29日

(3) 年齢別・当選回数別議員数 (令和7年12月31日現在)

年 齢 \ 当選回数	1	2	3	4	5	6	7	計
40歳未満								0
40～49歳								0
50～59歳	1	1						2
60～69歳	3	2	2	1				8
70歳以上	2	1	1		1			5
計	6	4	3	1	1	0	0	15

(平均年齢 65.9歳)

(4) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
総務産業委員会	8人	総務部、産業部、農業委員会、会計室、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会に関すること。
教育民生建設委員会	7人	民生部、福祉事務所、建設部、教育委員会に関すること。

(5) 議会運営委員会（6人）

議会運営、議会の会議規則及び委員会に関する条例、議長の諮問に関する事項の調査を行い、議案、陳情等を審査します。

(6) 特別委員会

特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置き、定数も議会の議決で定めます。

常任委員・議会運営委員・広報広聴委員等名簿（令和7年5月14日現在）◎＝委員長 ○＝副委員長

総務産業委員会	教育民生建設委員会	議会運営委員会	広報広聴委員会	議会機能向上推進委員会
◎小原 晃一	◎今堀 雷三	◎竹村 誉	◎中島 和彦	◎竹村 誉
○中山 万宝	○藤井 邦彦	○押田 慶一	○中山 万宝	○押田 慶一
小原 茂幸	宮下 稔	藤井 邦彦	小原 茂幸	藤井 邦彦
竹村 誉	竹上 陽子	小原 晃一	竹村 誉	小原 晃一
押田 慶一	池田 幸代	中山 万宝	小原 晃一	福澤 美香
小林 敏夫	竹村 知子	今堀 雷三	竹村 知子	中山 万宝
福澤 美香	中島 和彦	(議長) 氣賀澤葉子	福澤 美香	今堀 雷三
欠員		(副議長) 中島 和彦	今堀 雷三	(議長) 氣賀澤葉子
			(議長) 氣賀澤葉子	(副議長) 中島 和彦

(7) 各派代表者会

議長が各会派の代表者を招集し、議会内及び市政の問題について協議し、意見調整及び議会活動の円滑化を図ります。

◎代表者 ○副代表者 (令和8年5月1日現在)

会派の名称	所 属 議 員					
至誠会 (2人)	◎ 小林敏夫	○ 今堀雷三				
アルプス (3人)	◎ 竹村 誉	○ 池田幸代	竹上陽子			
改進黨 (3人)	◎ 小原晃一	○ 宮下 稔	竹村知子			
創風すずらん (4人)	◎ 小原茂幸	○ 福澤美香	氣賀澤葉子	押田慶一		
三鏡会 (2人)	◎ 中山万宝	○ 中島和彦				
無会派 (1人)	藤井邦彦					

(8) 議会選出(推薦)の機関別一覧表

機関名		人数
1	駒ヶ根市監査委員	1
2	上伊那広域連合議会議員	4
3	長野県上伊那広域水道用水企業団議会議員	1
4	伊南行政組合議会議員	7
5	伊南行政組合監査委員	1
6	伊南地域総合開発期成同盟会理事(太田切部会)	4
7	(株)エコシティ・駒ヶ岳取締役	1
8	リニア中央新幹線建設促進上伊那地区期成同盟会副会長	1
9	J R飯田線活性化期成同盟会理事	1
10	駒ヶ根市土地開発公社理事・監事	6
11	長野県地方税滞納整理機構議会議員	—
12	駒ヶ根市防災会議委員	1
13	駒ヶ根市国民保護協議会委員	1
14	駒ヶ根市水防協議会委員	1
15	上伊那農政対策委員会委員	1
16	黒川平共有地管理委員会委員	1
17	太田切川水利調整委員会委員	2
18	太田切川・黒川分水運営委員会委員	2
19	新宮川水系水利管理委員会委員	1
20	駒ヶ根市都市計画審議会委員	3
21	駒ヶ根市空家等対策協議会委員	1
22	伊南地域総合開発期成同盟会理事(中田切・与田切部会)	8
23	主要地方道竜東線整備促進期成同盟会委員	1
24	駒ヶ根長谷線改修期成同盟会理事	7
25	国道153号伊南バイパス建設促進期成同盟会委員	3
26	一般国道153号伊駒アルプスロード整備促進期成同盟会委員	3
27	天竜川(大久保地区～太田切川)護岸改修促進期成同盟会委員	2
28	主要地方道竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会委員	3
29	天竜川改修同盟会委員	4
30	上穂沢川対策委員会委員	7
31	一般国道153号改良期成同盟会理事	1
32	天竜川上流治水促進期成同盟会会員	1
33	三峰川総合開発事業促進期成同盟会会員	1
34	駒ヶ根市民生委員推薦会委員	2
35	駒ヶ根市社会福祉協議会評議員	1
36	(社福)伊南福祉会理事・評議員	3
37	昭和伊南総合病院審議会委員	2

※網掛けは他の役職（議長等）や地区選出によるあて職

I 市の選任同意に係るもの

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
1	駒ヶ根市監査委員	監査委員 事務局	地方自治法第196条	1	会派		
					宮 下 稔		

II 議会の選挙に係るもの

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
1	上伊那広域連合議会議員	企画振興課	広域規約第8条	4	議長（総務委員会）	副議長（厚生委員会）	総務委員会・厚生委員会 各2名を選出
					氣賀澤 葉子	中 島 和 彦	
					会派（総務委員会）	会派（厚生委員会）	
					小 原 晃 一	今 堀 雷 三	
2	長野県上伊那広域水道用水企業団議会 議員兼監査委員	上下水道課	企業団規約第5条、 第9条	1	議長		兼監査委員（前議長任期 満了の場合は、前任者が 10月定例会前日まで監査 委員として在任する）
					氣賀澤 葉子		
3	伊南行政組合議会議員	生活環境課	伊南規約第6条、伊 南委員会条例第2条	7	議長（病院厚生委員会）	会派（病院厚生委員会）	
					氣賀澤 葉子	池 田 幸 代	
					会派（病院厚生委員会）	会派（病院厚生委員会）	
					今 堀 雷 三	中 山 万 宝	
					副議長（総務衛生委員会）	会派（総務衛生委員会）	
					中 島 和 彦	小 林 敏 夫	
					会派（総務衛生委員会）		
4	伊南行政組合監査委員	生活環境課	伊南規約第12条	1			駒ヶ根市選出の7議員の中 から（議選監査委員は除 く）
					小 林 敏 夫		

※網掛けは他の役職（議長等）や地区選出によるあて職

Ⅲ 駒ヶ根市（常任委員会等）に係るもの

【総務産業委員会関連】

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
1	伊南地域総合開発期成同盟会（太田切部会）理事・委員 ＜北割1・上穂・町4・下平＞	総務課	規約第3条	4	議長	地区選出（北割1）	・議長選出を慣例 ・関係地区で選出議員のいない地区欄は削除、同一地区から複数議員選出の場合全員該当
					氣賀澤葉子	小原 晃一	
					地区選出（上穂）	地区選出（下平）	
					押田 慶一	福澤 美香	
2	(株)エコーシティー・駒ヶ岳取締役	総務課	定款第18条	1	議長		慣例により取締役
					氣賀澤葉子		
3	リニア中央新幹線建設促進上伊那地区期成同盟会役員	企画振興課	規約第5条	1	議長（副会長）		
					氣賀澤葉子		
4	JR飯田線活性化期成同盟会役員	企画振興課	規約第5条	1	議長（副会長）		
					氣賀澤葉子		
5	駒ヶ根市土地開発公社理事	財政課	定款第6条	6	副議長（副理事長）	会派（理事）	理事5名、監事1名（監事は議選監査委員以外）
					中島 和彦	今堀 雷三	
					会派（理事）	会派（理事）	
					竹上 陽子	小原 晃一	
					会派（理事）	会派（監事）	
					福澤 美香	中山 万宝	
6	長野県地方税滞納整理機構議会議員	税務課	規約第8条	1	議長		H27～28
7	駒ヶ根市防災会議委員	危機管理課	災害対策基本法、防災会議条例第3条	1	議長		
					氣賀澤葉子		
8	駒ヶ根市国民保護協議会委員	危機管理課	国民保護法、国民保護協議会条例第2条	1	議長		
					氣賀澤葉子		
9	駒ヶ根市水防協議会委員	危機管理課	水防法、駒ヶ根市水防協議会条例第3条、4条	1	議長		
					氣賀澤葉子		
10	上伊那農政対策委員会委員	農林課	上伊那農政対策委員会規約第5条	1	会派（総務産業委員長）		
					小原 晃一		
11	黒川平共有地管理委員会委員	農林課	管理規程第4条	1	総務産業委員長		議員があたる明確な根拠は不明
					小原 晃一		
12	太田切川水利調整委員会委員	農林課	規約第3条	2	会派	会派	学識経験者兼駒ヶ根市水利調整委員 議員があたる明確な根拠は不明
					小原 茂幸	福澤 美香	

※網掛けは他の役職（議長等）や地区選出によるあて職

【総務産業委員会関連】

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
13	太田切川・黒川分水運営委員会委員	農林課	規約第4条	2	会派	会派	議員があたる明確な根拠は不明
					小原 晃一	福澤 美香	
14	新宮川水系水利管理委員会委員	農林課	規約第3条	1	地区選出（中沢）		
					竹 村 誉		

【教育民生建設委員会関連】

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
15	駒ヶ根市都市計画審議会委員	都市計画課	都市計画法第77条の2、都市計画審議会条例第3条	3	教育民生建設委員長	会派	
					今堀 雷三	藤井 邦彦	
					会派		
					池田 幸代		
16	駒ヶ根市空家等対策協議会委員	都市計画課	空家等対策特別措置法第7条第2項	1	教育民生建設委員長		
					今堀 雷三		
17	伊南地域総合開発期成同盟会（中田切・与田切部会）理事・委員 ＜福岡・市場割・上赤須・中沢＞	建設課	規約第3条	8	副議長（ ）	地区選出（福岡）	・副議長選出を慣例 ・関係地区で選出議員のいない地区欄は削除、同一地区から複数議員選出の場合全員該当
					中島 和彦	池田 幸代	
					地区選出（福岡）	地区選出（福岡）	
					今堀 雷三	中山 万宝	
					地区選出（市場割）	地区選出（中沢）	
					氣賀澤葉子	宮 下 稔	
					地区選出（中沢）	地区選出（中沢）	
18	主要地方道竜東線整備促進期成同盟会委員	建設課	会則第5条	1	議長		
					氣賀澤葉子		
19	駒ヶ根長谷線改修期成同盟会理事 ＜町2、町3、下平、中沢＞	建設課	会則第4条、8条	7	議長（副会長）	教育民生建設委員長	・副会長1名、理事8名 ・関係地区で選出議員のいない地区欄は削除、同一地区から複数議員選出の場合全員該当
					氣賀澤葉子	今堀 雷三	
					地区選出理事（町2）	地区選出理事（下平）	
					中島 和彦	福澤 美香	
					地区選出理事（中沢）	地区選出理事（中沢）	
					竹村 知子	竹村 誉	
					地区選出理事（中沢）		
					宮 下 稔		

※網掛けは他の役職（議長等）や地区選出によるあて職

【教育民生建設委員会関連】

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
20	国道153号伊南バイパス建設促進期成同盟会委員	建設課	規約第4条	3	議長	副議長	
					氣賀澤葉子	中島 和彦	
					教育民生建設委員長		
					今堀 雷三		
21	一般国道153号伊駒アルプスロード整備促進期成同盟会委員 <町4、下平>	建設課	会則第4条	3	議長	教育民生建設委員長	関係地区（R5～下平区追加）で選出議員のいない地区欄は削除、同一地区から複数議員選出の場合全員該当
					氣賀澤葉子	今堀 雷三	
					地区選出（下平）		
					福澤 美香		
22	天竜川（大久保地区～太田切川）護岸改修促進期成同盟会委員	建設課	会則第7条	2	教育民生建設委員長（監事）	地区選出委員（下平）	監事1名 ・関係地区（下平・東伊那）選出議員は全員該当
					今堀 雷三	福澤 美香	
23	主要地方道竜東線吉瀬大草整備促進期成同盟会委員	建設課	会則第4条	3	議長	教育民生建設委員長	関係地区議員（中沢又は上赤須）
					氣賀澤葉子	今堀 雷三	
					地区選出（中沢地区代表）		
					竹村 知子		
24	天竜川改修同盟会委員	建設課	規約第3条	4	地区選出理事（中沢）	地区選出理事（中沢）	・両岸（中沢・東伊那・下平・上赤須）の代表者 ・関係地区で選出議員のいない地区欄は削除、同一地区から複数議員選出の場合全員該当
					竹村 知子	竹村 誉	
					地区選出理事（中沢）	地区選出理事（下平）	
					宮下 稔	福澤 美香	
25	上穂沢川対策委員会委員	建設課	会則第3条	7	地区選出（南割）	地区選出（南割）	・南割・中割・小町屋・福岡・市場割・上赤須の出身議員 ・関係地区で選出議員のいない地区欄は削除、同一地区から複数議員選出の場合全員該当
					小林 敏夫	竹上 陽子	
					地区選出（福岡）	地区選出（福岡）	
					池田 幸代	今堀 雷三	
					地区選出（福岡）	地区選出（福岡）	
					中山 万宝	藤井 邦彦	
					地区選出（市場割）		
26	一般国道153号改良期成同盟会理事	建設課	会規約第6条	1	議長		
					氣賀澤葉子		
27	天竜川上流治水促進期成同盟会理事	建設課	会規約第5条	1	議長		
					氣賀澤葉子		

※網掛けは他の役職（議長等）や地区選出によるあて職

【教育民生建設委員会関連】

No.	機関別議員（委員）	所管	根拠法令	人員	委員		備考
28	三峰川総合開発事業促進期成同盟会会 員	建設課	会規約第5条	1	議長		
					氣賀澤 葉子		
29	駒ヶ根市民生委員推薦会委員	福祉課	推薦会規則第2条	2	教育民生建設委員長	教育民生建設副委員長	
					今堀 雷三	藤井 邦彦	
30	（社福）駒ヶ根市社会福祉協議会評議 員	福祉課	定款第2章	1	教育民生建設委員長（評議員）		
					今堀 雷三		
31	（社福）伊南福祉会理事・評議員	福祉課	定款第2章、4章	3	副議長（理事）	議長（評議員）	社会福祉法人改革により H28.12.16～H31.6の任期 から理事は副議長、評議 員は議長及び教育民生建 設委員長
					中島 和彦	氣賀澤 葉子	
					教育民生建設委員長（評議員）		
32	昭和伊南総合病院審議会委員	地域保健課	審議会規程第3条	2	議長	教育民生建設委員長	
					氣賀澤 葉子	今堀 雷三	

3. 議会活動状況

(1) 定例会の開催

3月・6月・9月・12月（年4回）

(2) 本会議開催状況

（ ）内は回数

区分	定例会				臨時会				計			
	会期日数		本会議日数	事件数	会期日数		本会議日数	事件数	会期日数		本会議日数	事件数
	(日)		(日)	(件)	(日)		(日)	(件)	(日)		(日)	(件)
平成22年	(4)	82	16	122	(1)	1	1	2	(5)	83	17	124
平成23年	(4)	83	16	106	(1)	1	3	11	(5)	84	19	117
平成24年	(4)	83	16	131	(2)	2	2	3	(6)	85	18	134
平成25年	(4)	84	16	130	(3)	5	4	8	(7)	89	20	138
平成26年	(4)	87	16	122	(1)	1	1	2	(5)	88	17	124
平成27年	(4)	90	16	117	(1)	3	2	12	(5)	93	18	129
平成28年	(4)	89	16	126	(1)	1	1	3	(5)	90	17	129
平成29年	(4)	89	16	101	(1)	3	2	8	(5)	92	18	109
平成30年	(4)	83	16	116	(2)	2	2	2	(6)	85	18	118
令和元年	(4)	96	16	102	(3)	5	4	16	(7)	101	20	118
令和2年	(4)	102	16	109	(5)	5	5	16	(9)	107	21	125
令和3年	(4)	95	16	91	(1)	3	2	9	(5)	98	18	100
令和4年	(4)	96	16	123	(2)	2	2	3	(6)	98	18	126
令和5年	(4)	97	16	96	(2)	4	3	11	(6)	101	19	107
令和6年	(4)	102	16	116	(0)	0	0	0	(4)	102	16	116
令和7年	(4)	105	16	113	(2)	4	3	16	(6)	109	19	129

上段：令和6年

(3) 委員会・協議会開催状況

下段：令和7年

区分・月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
常任委員会	総務産業委員会		1	2			2			1			1	7
		1		2		2	2		1	2			2	12
	教育民生建設委員会		1	2			2			2			1	8
		1		2		2	2			1			2	10
特別委員会				4						4		1		9
			1	3					1	4				9
議会運営委員会		1	3	3		1	3		1	4		3	2	21
		2	3	3	1	5	3	1	3	5		1	5	32
全員協議会		1	2	3	2	1	3	1	3			3	2	21
		1	3	1	1	4	1	1	3	3	1	3	1	23
その他（代表者会）		1	3	3		1	3		1	4		3	2	21
		2	3	3	2	7	3		3	5		1	5	34
計		3	10	17	2	3	13	1	5	15	0	10	8	87
		7	10	14	4	20	11	2	11	20	1	5	15	120

(4)議案等議決状況（令和7年）

回 別 議案件名	第1回 (1月)	第2回 (3月)	第3回 (5月)	第4回 (6月)	第5回 (9月)	第6回 (12月)				計
予 算	5	17	1	2	5	6				36
決 算										0
条例（市長）	2	10		3	2	6				23
条例（議員）		1								1
事 件		4	2	1	5	6				18
同 意			1	2	2					5
承認（予算）			1							1
承認（条例）			3							3
承認（その他）										0
報 告	1	5		10	3	2				21
諮 問		2			2					4
規 約										0
会議規則										0
選挙・推薦										0
意見書		1		3	1	2				7
決 議										0
その他(修正案・要望書)										0
計	8	40	8	21	20	22	0	0	0	119
請 願				2	1	1				4
陳 情		2		2		1				5
計	0	2	0	4	1	2	0	0	0	9
合 計	8	42	8	25	21	24	0	0	0	128

請願・陳情処理状況

	採択	一部採択	趣旨採択	不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	配付のみ	計
請 願	4								4
陳 情	2		1	2				8	13

(5)行政視察受入れ状況
(令和7年度)

No.	月日	団体名		人数	内容	担当部署	備考
1	5月8日	伊那市議会	広報委員会	9	市民に伝わる議会だよりについて	議会事務局	
2	6月26日	福島県塙町議会	総務常任委員会及び経済常任委員会	15	公共交通システムの取り組みについて	総務部企画振興課	
3	7月23日	伊那市議会	人口減少対策特別委員会	12	・移住×婚活の取り組みについて ・えがお出会いサポート事業について	総務部企画振興課	
4	7月24日	滋賀県高島市議会	真志会	2	企業誘致の取り組みについて	産業部商工観光課	
5	8月5日	山梨県上野原市議会	文教厚生常任委員会	12	少子化について	総務部企画振興課	
6	10月14日	大町市議会	議会運営委員会・議会だより編集委員会	13	・議会改革について ・広聴広報委員会の取組みについて	議会事務局	
7	10月29日	島根県益田市議会	総務文教委員会	7	公共ライドシェア（meemo駒ヶ根）実証実験について	総務部企画振興課	
8	11月6日	島根県出雲市議会	議会運営委員会	11	議会運営・議会活性化について 高校生会議（主権者教育）について	議会事務局	
9	11月11日	松本市議会	厚生委員会	10	結婚支援事業について	総務部企画振興課	
10	12月22日	栃木県矢板市議会	議会運営委員会	10	・クールダウンミーティングについて ・事業評価について	議会事務局	
11	1月22日	新潟県妙高市議会	議会運営委員会	9	議会運営と議会改革について	議会事務局	
12	2月5日	和歌山県串本町議会	文教厚生常任委員会	8	健康長寿の取組について	民生部地域保健課	
13	2月12日	佐久市議会議員・(一社)佐久産業支援センター		4	・こまがね健康ステーションについて ・健康経営に関する取り組みについて	民生部地域保健課 総務部総務課	Z o o m
				122			

合計13件（122名）

4. 議員報酬等

(1) 議員報酬

適用年月日	議 長	副議長	議 員
平成元年 4 月 1 日	304,000	260,000	238,000
2 年 4 月 1 日	321,000	274,000	251,000
3 年 4 月 1 日	339,000	289,000	265,000
4 年 4 月 1 日	356,000	303,000	278,000
7 年 4 月 1 日	366,000	312,000	286,000
10年 4 月 1 日	380,000	323,000	296,000
11年 4 月 1 日	380,000	323,000	296,000
12年 4 月 1 日	387,000	329,000	301,000
13年 4 月 1 日	395,000	336,000	307,000
14年 4 月 1 日	395,000 (387,100)	336,000 (330,960)	307,000 (303,930)
15年 4 月 30 日	387,000	329,000	301,000
16年 4 月 1 日	383,000	326,000	298,000
17年 4 月 1 日	383,000 (379,170)	326,000 (322,740)	298,000 (295,020)
19年 4 月 30 日	405,000	339,000	314,000
21年 12 月 1 日	404,000	338,000	313,000
25年 7 月 1 日	404,000 (375,720)	338,000 (321,100)	313,000 (303,610)
26年 4 月 1 日	404,000	338,000	313,000

期末手当（R 8.4 月時点）…3.5 ヶ月分（6 月 1.75 ヶ月 12 月 1.75 ヶ月）

報酬月額に 1.4 を乗じて得た額を期末手当基礎額とする。

* H14.4.1～H15.4.29 は、報酬額から議長 100 分の 2、副議長 100 分の 1.5、議員 100 分の 1 に相当する額を減じた。期末手当はこの限りでない。

* H18.1.1～H19.4.29 は、報酬額から 100 分の 1 に相当する額を減じた。期末手当はこの限りでない。
（駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例附則第 10 項）

* H25.7.1～H26.3.31 は、報酬額から議長 100 分の 7、副議長 100 分の 5、議員 100 分の 3 に相当する額を減じた。期末手当も議長 100 分の 7、副議長 100 分の 5、議員 100 分の 3 に相当する額を減じた。

* （ ）内の額が実支給額である。

(2) 視察旅費等

① 行政視察旅費（1 人年額）

常 任 委 員 会	92,000 円
議会運営委員会	29,400 円
広報広聴委員会	29,400 円（隔年実施）

② 海外視察旅費 平成 17 年より休止

③ 政務活動費（1 人年額） 108,000 円

5. 歴代市議会議長、副議長

議 長				副議長			
順位	氏 名	就任年月日	退任年月日	順位	氏 名	就任年月日	退任年月日
初代	伊 藤 梅 治 郎	昭和29年 7 月 9 日	昭和30年 3 月31日	初代	中 原 潤 一	昭和29年 7 月 9 日	昭和30年 3 月31日
2	菅 沼 徳 門	30年 4 月 7 日	34年 3 月31日	2	春 日 恒 雄	30年 4 月 7 日	34年 3 月31日
3	竹 村 定 義	34年 4 月 8 日	36年 3 月20日	3	堺 沢 政 雄	34年 4 月 8 日	36年 3 月20日
4	北 原 惣 内	36年 3 月20日	38年 3 月31日	4	小 平 利 忠 治	36年 3 月20日	38年 3 月31日
5	菅 沼 徳 門	38年 5 月 9 日	39年 9 月30日	5	小 澤 長 一	38年 5 月 9 日	39年 9 月30日
6	小 澤 長 一	39年 9 月30日	40年 5 月20日	6	倉 田 一 義	39年 9 月30日	40年 5 月20日
7	小 平 利 忠 治	40年 5 月20日	42年 4 月29日	7	馬 場 右 門	40年 5 月20日	42年 4 月29日
8	馬 場 右 門	42年 5 月11日	44年 6 月18日	8	下 平 光 男	42年 5 月11日	44年 6 月18日
9	山 崎 清 次	44年 6 月18日	46年 4 月29日	9	沢 山 孟 彦	44年 6 月18日	46年 4 月29日
10	池 上 重 雄	46年 5 月 7 日	48年 6 月22日	10	今 井 武 彦	46年 5 月 7 日	48年 6 月22日
11	今 井 武 彦	48年 6 月22日	50年 4 月29日	11	小 出 幸 一	48年 6 月22日	50年 4 月29日
12	小 出 幸 一	50年 5 月 7 日	52年 6 月20日	12	沢 山 孟 彦	50年 5 月 7 日	52年 6 月20日
13	松 崎 保 穂	52年 6 月20日	54年 4 月29日	13	伊 東 正 也	52年 6 月20日	54年 4 月29日
14	池 上 庫 司	54年 5 月11日	56年 5 月19日	14	中 原 正 純	54年 5 月11日	56年 5 月19日
15	中 原 正 純	56年 5 月19日	58年 4 月29日	15	戸 枝 鉄 雄	56年 5 月19日	58年 4 月29日
16	中 原 正 純	58年 5 月11日	60年 5 月27日	16	戸 枝 鉄 雄	58年 5 月11日	60年 5 月27日
17	小 平 善 信	60年 5 月27日	62年 4 月29日	17	山 本 律 夫	60年 5 月27日	62年 4 月29日
18	小 平 善 信	62年 5 月 8 日	平成元年 5 月 9 日	18	菅 沼 盛 和	62年 5 月 8 日	平成元年 5 月 9 日
19	小 平 善 信	平成元年 5 月10日	3 年 4 月29日	19	今 井 秀 臣	平成元年 5 月10日	3 年 4 月29日
20	菅 沼 盛 和	3 年 5 月 9 日	5 年 5 月12日	20	木 下 幸 安	3 年 5 月 9 日	5 年 5 月12日
21	菅 沼 盛 和	5 年 5 月12日	7 年 4 月29日	21	木 下 幸 安	5 年 5 月12日	7 年 4 月29日
22	中 坪 敏 郎	7 年 5 月10日	9 年 5 月 8 日	22	小 澤 勝 正	7 年 5 月10日	9 年 5 月 8 日
23	中 坪 敏 郎	9 年 5 月 8 日	11年 4 月29日	23	浦 野 利 雄	9 年 5 月 8 日	11年 4 月29日
24	福 澤 喜 美	11年 5 月11日	13年 5 月10日	24	小 原 恒 敏	11年 5 月11日	13年 5 月10日
25	林 政 衛	13年 5 月10日	15年 4 月29日	25	竹 内 正 寛	13年 5 月10日	15年 4 月29日
26	小 原 恒 敏	15年 5 月12日	17年 5 月12日	26	竹 内 正 寛	15年 5 月12日	17年 5 月12日
27	北 澤 洋	17年 5 月12日	19年 4 月29日	27	松 崎 彰	17年 5 月12日	19年 4 月29日
28	竹 内 正 寛	19年 5 月10日	21年 5 月13日	28	木 下 力 男	19年 5 月10日	21年 5 月13日
29	木 下 力 男	21年 5 月13日	21年11月26日	29	坂 井 昌 平	21年 5 月13日	21年11月26日
30	坂 井 昌 平	21年11月26日	23年 4 月29日	30	宮 澤 清 高	21年11月26日	23年 4 月29日
31	坂 井 昌 平	23年 5 月 9 日	25年 5 月15日	31	中 坪 宏 明	23年 5 月 9 日	25年 5 月15日
32	坂 井 昌 平	25年 5 月15日	27年 4 月29日	32	三 原 一 高	25年 5 月15日	27年 4 月29日
33	菅 沼 孝 夫	27年 5 月11日	29年 5 月10日	33	加 治 木 今	27年 5 月11日	29年 5 月10日
34	加 治 木 今	29年 5 月10日	31年 4 月29日	34	岩 崎 康 男	29年 5 月10日	30年 2 月19日
				35	坂 本 裕 彦	30年 2 月22日	31年 4 月29日
35	三 原 一 高	令和元年 5 月13日	令和 3 年 5 月12日	36	小 原 茂 幸	令和元年 5 月13日	令和 3 年 5 月12日
36	小 林 敏 夫	3 年 5 月12日	5 年 4 月29日	37	氣 賀 澤 葉 子	3 年 5 月12日	5 年 4 月29日
37	小 原 茂 幸	5 年 5 月15日	7 年 5 月14日	38	宮 下 稔	5 年 5 月15日	7 年 5 月14日
38	氣 賀 澤 葉 子	7 年 5 月14日		39	中 島 和 彦	7 年 5 月14日	

6. 歴代市議会常任委員

昭和 29 年 7 月 1 日～昭和 30 年 3 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	厚生委員会	文教委員会	農林委員会	商工委員会	土木委員会
◎木下 亀茂	◎北原 卓爾	◎森田 芳雄	◎小沢 長一	◎下村 雅次	◎宮下 勇
○北沢 忠吉	○坂井 信雄	○吉沢 兼松	○宮脇 積	○近藤 美次	○倉田 伯
高谷 章次	米山 敬一	松崎 久助	倉田 信	原田 要	後藤 庄次
山本 彦夫	加藤 良吉	小松市三郎	田中要次郎	寺平 政治	北原 照雄
木下秋太郎	北原 義茂	米山正之助	矢沢利知恵	平沢 保雄	横山 実
塩沢 晋作	松沢由太郎	北沢碓五郎	黒塚 清文	田中 敏一	新谷 博
小池吉左エ門	保科 明治	芦部 政市	後藤 久三	木下 和市	下島 叶
小田切正明	竹村 喜市	田辺 要一	竹村 喜作	丸山 正男	中村 肇
菅沼 好文	小出 正策	林 篤美	小林 幸雄	伊藤 茂春	飯島武次郎
石塚 常一	春日 三男	片桐 昌三	竹村市三郎	下平 正尚	下島伊那太郎
宮下 朝茂	林 政金	木下 正計	堺沢 政雄	浦野 熊雄	渋谷 操
小林 磐男	片桐 利元	馬場 信麿	松下 国房	青木 義夫	滝沢源太郎
北原 貞治			下平 馨	大沼 俊雄	太田 重司
加藤 幾三			堺沢 正	赤羽 利勝	堀内 順治
佐藤 義十			久保田清衛	木下 義保	大沼 伝衛

昭和 30 年 5 月～昭和 34 年 3 月（改選 S30.3.16）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	厚生委員会	文教委員会	農林委員会	商工委員会	土木委員会
◎気賀沢銀次郎	◎山崎 清次	◎林 米男	◎細田 由郎	◎小島 政男	◎竹村 定義
○高坂 元久	○下平 光男	○宮沢 素夫	○中原嘉之吉	○春日 茂文	○小平 一美
山浦 清一	小田原武雄	小平利忠治	小田原武雄	長谷部代蔵	篠原 実吉
原 清忠	気賀沢銀次郎	中城 文三	林 正夫	山浦 清一	林 正夫
小島 政男	中原嘉之吉	篠原 実吉	中城 文三	山崎 清次	原 清忠
小平利忠治	小平 一美	春日 茂文	高坂 元久	宮沢 素夫	長谷部代蔵
竹村 定義	福沢 伝雄	松崎 久雄	下平 光男	松崎 久雄	林 米男
福沢 伝雄	△白鳥 政種	△城倉悦太郎	△田中 市八	△荒川 武雄	細田 由郎
△田辺 勇	△荒川 武雄	△小木曾 清	△田辺 勇	△小木曾 清	△白鳥 政種
△城倉悦太郎					△田中 市八

△印は、宮田分市のため 昭和 31.9.30 退任

S 33.6.14 細田 由郎死亡

S 33.7.27 東伊那選挙区補欠選挙により同日より 下平忠内

昭和 34 年 4 月～昭和 36 年 5 月（改選 S34.4.25）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 小 平 利 忠 治	◎ 山 崎 清 次	◎ 丸 山 正 男	◎ 馬 場 右 門
○ 堀 内 順 治	○ 下 平 光 男	○ 黒 塚 清 文	○ 松 崎 保 穂
小 沢 長 一	佐 藤 義 十	気 賀 沢 治 夫	倉 田 一 義
菅 沼 徳 門	北 原 惣 内	北 沢 碓 五 郎	矢 沢 幸 八
牛 丸 忠 一	木 下 重 男	北 沢 数 間	中 野 亨
木 下 勝 巳	竹 村 定 義	小 河 内 源 七	堺 沢 政 雄

昭和 36 年 5 月～昭和 38 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 菅 沼 徳 門	◎ 堺 沢 政 雄	◎ 下 平 光 男	◎ 馬 場 右 門
○ 山 崎 清 次	○ 木 下 重 男	○ 丸 山 正 男	○ 中 野 亨
倉 田 一 義	牛 丸 忠 一	気 賀 沢 治 夫	竹 村 定 義
北 沢 数 間	黒 塚 清 文	宮 下 朝 茂	小 沢 長 一
北 沢 碓 五 郎	佐 藤 義 十	小 河 内 源 七	松 崎 保 穂
小 平 利 忠 治	堀 内 順 治	北 原 惣 内	木 下 勝 巳

昭和 38 年 4 月～昭和 40 年 5 月（改選 S38.4.30）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 小 平 利 忠 治	◎ 下 平 光 男	◎ 丸 山 正 男	◎ 松 崎 保 穂
○ 木 下 勝 巳	○ 気 賀 沢 治 夫	○ 松 村 政 江	○ 須 田 克 巳
倉 田 一 義	池 上 重 雄	松 崎 善 次	春 日 津 多 恵
小 沢 長 一	原 清 忠	沢 山 孟 彦	赤 羽 根 守 人
長 谷 部 重 一	小 出 幸 一	菅 沼 光 好	松 川 金 一
馬 場 右 門	松 沢 秀 雄	菅 沼 徳 門	新 村 裕 幸

昭和 40 年 5 月～昭和 42 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 下 平 光 男	◎ 気 賀 沢 治 夫	◎ 丸 山 正 男	◎ 松 崎 保 穂
○ 原 清 忠	○ 池 上 重 雄	○ 松 崎 善 次	○ 新 村 裕 幸
小 平 利 忠 治	木 下 勝 巳	菅 沼 徳 門	倉 田 一 義
小 沢 長 一	菅 沼 光 好	松 村 政 江	松 川 金 一
馬 場 右 門	小 出 幸 一	長 谷 部 重 一	春 日 津 多 恵
須 田 克 巳	沢 山 孟 彦	松 沢 秀 雄	赤 羽 根 守 人

昭和 42 年 4 月～昭和 44 年 6 月（改選 S42.4.28）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 山 崎 清 次	◎ 池 上 重 雄	◎ 丸 山 正 男	◎ 新 村 裕 幸
○ 木 下 勝 巳	○ 沢 山 孟 彦	○ 松 崎 善 次	○ 春 日 津 多 恵
池 上 泰 司	木 下 要 蔵	松 村 政 江	赤 羽 根 守 人
伊 東 正 也	伊 藤 甚 兵 衛	今 井 武 彦	伊 藤 利 勝
小 出 幸 一	菅 沼 平 八 郎	長 谷 部 重 一	塩 沢 重 雄
馬 場 右 門	下 平 光 男	三 田 美 夫	下 平 忠 内

松崎善次 昭和 44.4.18 辞職

昭和 44 年 6 月～昭和 46 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 池 上 重 雄	◎ 今 井 武 彦	◎ 丸 山 正 男	◎ 春 日 津 多 恵
○ 木 下 勝 巳	○ 小 出 幸 一	○ 菅 沼 平 八 郎	○ 木 下 要 蔵
山 崎 清 次	下 平 忠 内	長 谷 部 重 一	赤 羽 根 守 人
伊 東 正 也	塩 沢 重 雄	池 上 泰 司	三 田 美 夫
下 平 光 男	新 村 裕 幸	伊 藤 利 勝	沢 山 孟 彦
馬 場 右 門	松 村 政 江	伊 藤 甚 兵 衛	

昭和 46 年 4 月～昭和 48 年 6 月（改選 S46.4.25）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 松 崎 保 穂	◎ 小 出 幸 一	◎ 塩 沢 重 雄	◎ 下 平 忠 内
○ 小 出 瑞 一	○ 赤 須 喜 久 雄	○ 菅 沼 平 八 郎	○ 赤 羽 根 守 人
伊 東 正 也	池 上 泰 司	林 奉 文	小 平 正 治
沢 山 孟 彦	三 田 美 夫	新 村 裕 幸	池 上 庫 司
春 日 津 多 恵	滝 沢 博 志	増 田 松 治 郎	気 賀 沢 秀 夫
池 上 重 雄	戸 枝 鉄 雄	中 原 正 純	今 井 武 彦

昭和 48 年 6 月～昭和 50 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 沢 山 孟 彦	◎ 菅 沼 平 八 郎	◎ 池 上 泰 司	◎ 池 上 庫 司
○ 赤 羽 根 守 人	○ 増 田 松 治 郎	○ 小 出 瑞 一	○ 小 平 正 治
伊 東 正 也	池 上 重 雄	春 日 津 多 恵	赤 須 喜 久 雄
今 井 武 彦	滝 沢 博 志	塩 沢 重 雄	気 賀 沢 秀 夫
新 村 裕 幸	戸 枝 鉄 雄	下 平 忠 内	小 出 幸 一
三 田 美 夫	林 奉 文	中 原 正 純	松 崎 保 穂

昭和 50 年 4 月～昭和 52 年 6 月（改選 S50.4.27）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 伊 東 正 也	◎ 伊 藤 甚 兵 衛	◎ 林 清	◎ 赤 須 喜 久 雄
○ 小 平 善 信	○ 戸 枝 鉄 雄	○ 林 奉 文	○ 石 田 祐 一
赤 羽 根 守 人	小 平 正 治	今 井 武 彦	池 上 庫 司
小 出 幸 一	下 島 武 夫	小 原 喜 好	気 賀 沢 憲 治
福 沢 衛	菅 沼 平 八 郎	中 原 正 純	沢 山 孟 彦
山 本 律 夫	林 高 文	山 本 清 司	松 崎 保 穂

昭和 52 年 6 月～昭和 54 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 中 原 正 純	◎ 下 島 武 夫	◎ 山 本 清 司	◎ 気 賀 沢 憲 治
○ 福 沢 衛	○ 赤 須 喜 久 雄	○ 小 平 善 信	○ 池 上 庫 司
赤 羽 根 守 人	小 平 正 治	伊 東 正 也	石 田 祐 一
伊 藤 甚 兵 衛	小 原 喜 好	小 出 幸 一	今 井 武 彦
戸 枝 鉄 雄	菅 沼 平 八 郎	林 高 文	沢 山 孟 彦
松 崎 保 穂	林 清	山 本 律 夫	林 奉 文

昭和 54 年 4 月～昭和 56 年 5 月（改選 S54.4.22）

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 林 清	◎ 戸 枝 鉄 雄	◎ 小 平 善 信	◎ 赤 羽 根 守 人
○ 小 原 喜 好	○ 山 本 清 司	○ 山 本 律 夫	○ 塩 沢 正 三
池 上 庫 司	片 桐 康 人	赤 須 喜 久 雄	今 井 秀 臣
石 田 祐 一	気 賀 沢 憲 治	小 松 茂 夫	小 出 幸 一
沢 山 孟 彦	菅 沼 盛 和	中 原 正 純	下 島 武 夫
米 山 一 夫	林 奉 文	林 仁 一 郎	林 高 文

昭和 56 年 5 月～昭和 58 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設委員会	経済委員会	文教社会委員会
◎ 下 島 武 夫	◎ 気 賀 沢 憲 治	◎ 山 本 律 夫	◎ 米 山 一 夫
○ 小 松 茂 夫	○ 菅 沼 盛 和	○ 林 仁 一 郎	○ 林 高 文
沢 山 孟 彦	池 上 庫 司	今 井 秀 臣	小 出 幸 一
中 原 正 純	赤 須 喜 久 雄	石 田 祐 一	小 原 喜 好
塩 沢 正 三	片 桐 康 人	山 本 清 司	戸 枝 鉄 雄
林 奉 文	林 清	赤 羽 根 守 人	小 平 善 信

総務委員会 塩沢正三 昭和 57.5.26 死亡

経済委員会 石田祐一 昭和 57.7.5 辞職

昭和 58 年 5 月～昭和 60 年 5 月（改選 S58.4.24）

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教委員会	建設委員会	経済委員会	厚生委員会
◎ 小 平 善 信	◎ 菅 沼 盛 和	◎ 小 原 喜 好	◎ 小 松 茂 夫
○ 今 井 秀 臣	○ 片 桐 康 人	○ 小 松 原 弘 和	○ 赤 須 喜 久 雄
小 出 幸 一	村 井 喜 美 雄	池 上 庫 司	林 義 人
気 賀 沢 憲 治	下 島 武 夫	赤 羽 根 守 人	竹 村 一 郎
林 高 文	林 奉 文	戸 枝 鉄 雄	山 本 清 司
中 原 正 純	木 下 幸 安	米 山 一 夫	山 本 律 夫

小原 喜好 昭和 58.5 ～ 昭和 59.6.15 経済委員長

昭和 59.6.15 ～ 昭和 60.5 厚生委員会

山本 律夫 昭和 58.5 ～ 昭和 59.6.15 厚生委員会

昭和 59.6.15 ～ 昭和 60.5 経済委員長

池上 庫司 昭和 59.9.18 死亡

昭和 60 年 5 月～昭和 62 年 5 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教委員会	建設委員会	経済委員会	厚生委員会
◎ 気 賀 沢 憲 治	◎ 片 桐 康 人	◎ 米 山 一 夫	◎ 今 井 秀 臣
○ 木 下 幸 安	○ 村 井 喜 美 雄	○ 林 義 人	○ 林 奉 文
中 原 正 純	山 本 清 司	下 島 武 夫	菅 沼 盛 和
小 松 茂 夫	戸 枝 鉄 雄	小 出 幸 一	小 松 原 弘 和
小 平 善 信	赤 須 喜 久 雄	小 原 喜 好	竹 村 一 郎
林 高 文	赤 羽 根 守 人		山 本 律 夫

林 義人 昭和 60.5 ～ 昭和 60.9.15 経済副委員長（死亡）

竹村 一郎 昭和 60.5 ～ 昭和 60.9.25 厚生委員会

昭和 60.9.25 ～ 昭和 62.4 経済副委員長

昭和 62 年 5 月～平成元年 5 月（改選 S62.4.26）

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教委員会	建設委員会	経済委員会	厚生委員会
◎ 村 井 喜 美 雄	◎ 今 井 秀 臣	◎ 竹 村 一 郎	◎ 木 下 幸 安
○ 二 ツ 木 勝	○ 林 高 文	○ 小 平 保 義	○ 木 下 賛
小 平 善 信	中 坪 敏 郎	池 上 英 一	菅 沼 盛 和
小 澤 勝 正	松 村 長 和	浦 野 利 雄	木 下 清 人
小 川 周 次	小 松 茂 夫	片 桐 康 人	林 奉 文
赤 須 喜 久 雄	戸 枝 鉄 雄	赤 羽 根 守 人	勝 島 正 男

平成元年5月～平成3年4月

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教委員会	建設委員会	経済委員会	厚生委員会
◎ 小 松 茂 夫	◎ 松 村 長 和	◎ 林 高 文	◎ 木 下 幸 安
○ 中 坪 敏 郎	○ 小 川 周 次	○ 池 上 英 一	○ 赤 須 喜 久 雄
竹 村 一 郎	木 下 賛	小 澤 勝 正	村 井 喜 美 雄
戸 枝 鉄 雄	小 平 保 義	二 ツ 木 勝	勝 島 正 男
林 奉 文	菅 沼 盛 和	浦 野 利 雄	今 井 秀 臣
小 平 善 信	赤 羽 根 守 人	片 桐 康 人	木 下 清 人

平成3年5月～平成5年4月（改選H3.4.21）

◎：委員長 ○：副委員長

総 務 文 教	建 設	経 済	厚 生	議 会 運 営
◎ 中 坪 敏 郎	◎ 勝 島 正 男	◎ 浦 野 利 雄	◎ 林 奉 文	◎ 小 川 周 次
○ 松 村 長 和	○ 池 上 英 一	○ 林 政 衛	○ 宮 崎 利 幸	○ 小 原 恒 敏
伊 藤 和 夫	竹 内 正 寛	小 川 周 次	小 澤 勝 正	浦 野 利 雄
今 井 秀 臣	竹 村 一 郎	木 下 賛	木 下 幸 安	小 山 典 男
小 山 典 男	戸 枝 鉄 雄	林 高 文	小 原 恒 敏	林 高 文
菅 沼 盛 和	福 澤 喜 美	村 井 喜 美 雄	二 ツ 木 勝	松 村 長 和

平成5年5月～平成7年4月

◎：委員長 ○：副委員長

総 務 文 教	建 設	経 済	厚 生	議 会 運 営
◎ 二 ツ 木 勝	◎ 池 上 英 一	◎ 木 下 賛	◎ 小 川 周 次	◎ 林 高 文
○ 福 澤 喜 美	○ 小 山 典 男	○ 宮 崎 利 幸	○ 伊 藤 和 夫	○ 林 政 衛
竹 村 一 郎	今 井 秀 臣	浦 野 利 雄	小 原 恒 敏	池 上 英 一
戸 枝 鉄 雄	小 澤 勝 正	勝 島 正 男	木 下 幸 安	今 井 秀 臣
林 高 文	菅 沼 盛 和	竹 内 正 寛	松 村 長 和	小 澤 勝 正
林 政 衛	林 奉 文	中 坪 敏 郎	村 井 喜 美 雄	福 澤 喜 美

平成7年5月～平成9年5月（改選H7.4.23）

◎：委員長 ○：副委員長

総 務 文 教	建 設	経 済	厚 生	議 会 運 営
◎ 福 澤 喜 美	◎ 竹 内 正 寛	◎ 小 原 恒 敏	◎ 林 奉 文	◎ 宮 崎 利 幸
○ 林 政 衛	○ 坂 本 裕 彦	○ 馬 場 宣 子	○ 木 下 和 好	○ 中 島 和 与 志
今 井 秀 臣	小 山 典 男	岡 本 壽 昭	池 上 英 一	池 上 英 一
浦 野 利 雄	中 島 和 与 志	小 川 周 次	小 澤 勝 正	浦 野 利 雄
中 坪 敏 郎	二 ツ 木 勝	木 下 賛	木 下 幸 安	林 奉 文
林 高 文	宮 崎 利 幸	松 尾 嘉 夫	澁 谷 宣 吉	松 尾 嘉 夫

平成9年5月～平成11年4月

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教	建設	経済	厚生	議会運営
◎ 林 政 衛	◎ 林 高 文	◎ 小 山 典 男	◎ ニ ッ 木 勝	◎ 小 川 周 次
○ 岡 本 壽 昭	○ 澁 谷 宣 吉	○ 松 尾 嘉 夫	○ 馬 場 宣 子	○ 竹 内 正 寛
木 下 賛	今 井 秀 臣	池 上 英 一	浦 野 利 雄	木 下 和 好
坂 本 裕 彦	木 下 和 好	小 川 周 次	木 下 幸 安	小 原 恒 敏
中 坪 敏 郎	小 原 恒 敏	小 澤 勝 正	竹 内 正 寛	林 奉 文
宮 崎 利 幸	中 島 和 与 志	林 奉 文	福 澤 喜 美	福 澤 喜 美

平成11年5月～平成13年5月（改選H11.4.25）

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教	建設	経済	厚生	議会運営
◎ 木 下 和 好	◎ 松 尾 嘉 夫	◎ 馬 場 宣 子	◎ 竹 内 正 寛	◎ 小 山 典 男
○ 林 政 衛	○ 中 島 和 与 志	○ 澁 谷 宣 吉	○ 松 崎 彰	○ 木 下 力 男
大 沼 邦 彦	大 蔵 芳 恵	木 下 幸 安	小 山 典 男	中 坪 敏 郎
中 坪 敏 郎	北 澤 洋	小 原 恒 敏	林 高 文	林 高 文
福 澤 喜 美	木 下 力 男	丸 山 明	宮 下 治	林 政 衛
宮 崎 利 幸				宮 崎 利 幸

平成13年5月～平成15年4月

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教	建設	経済	厚生	議会運営
◎ 澁 谷 宣 吉	◎ 中 島 和 与 志	◎ 林 高 文	◎ 木 下 和 好	◎ 松 尾 嘉 夫
○ 北 澤 洋	○ 木 下 力 男	○ 丸 山 明	○ 宮 下 治	○ 大 沼 邦 彦
大 蔵 芳 恵	小 山 典 男	木 下 幸 安	小 原 恒 敏	木 下 和 好
大 沼 邦 彦	福 澤 喜 美	竹 内 正 寛	馬 場 宣 子	中 坪 敏 郎
中 坪 敏 郎	宮 崎 利 幸	松 崎 彰	松 尾 嘉 夫	松 崎 彰
林 政 衛				宮 崎 利 幸

丸山 明 平成15.1.12 経済副委員長（死亡）

松崎 彰 平成15.2.7～ 経済副委員長

平成15年5月～平成17年4月（改選H15.4.27）

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教	建設経済	厚生	議会運営
◎ 北 澤 洋	◎ 松 崎 彰	◎ 木 下 力 男	◎ 澁 谷 宣 吉
○ 宮 下 治	○ 堀 内 修 身	○ 坂 本 裕 彦	○ 横 山 信 之
大 沼 邦 彦	坂 井 昌 平	竹 内 正 寛	大 沼 邦 彦
小 原 恒 敏	澁 谷 宣 吉	中 島 和 与 志	松 尾 嘉 夫
猿 田 洋 子	馬 場 宣 子	長谷部 清 人	松 崎 彰
塩 澤 崇	福 澤 喜 美	林 政 衛	宮 下 治
松 尾 嘉 夫	宮 澤 清 高	横 山 信 之	

平成 17 年 5 月～平成 19 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務文教	建設経済	厚生	議会運営
◎ 澁谷 宣吉	◎ 木下 力男	◎ 宮下 治	◎ 中島 和与志
○ 坂井 昌平	○ 宮澤 清高	○ 横山 信之	○ 塩澤 崇
北澤 洋	坂本 裕彦	大沼 邦彦	大沼 邦彦
小原 恒敏	猿田 洋子	竹内 正寛	澁谷 宣吉
馬場 宣子	塩澤 崇	長谷部 清人	林 政衛
堀内 修身	中島 和与志	林 政衛	堀内 修身
松尾 嘉夫	福澤 喜美	松崎 彰	

平成 19 年 5 月～平成 21 年 4 月（改選 H19.4.29）

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業	文教厚生	議会運営
◎ 坂井 昌平	◎ 宮澤 清高	◎ 長谷部 清人
○ 三原 一高	○ 加治 木今	○ 宮澤 勝人
坂本 裕彦	木下 力男	坂井 昌平
塩澤 崇	小林 敏夫	坂本 裕彦
菅沼 孝夫	下平 順一	塩澤 崇
中坪 宏明	馬場 宣子	宮澤 清高
長谷部 清人	宮澤 勝人	

平成 21 年 5 月～平成 21 年 11 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業	文教厚生	議会運営	議会報編集委員会
◎ 宮澤 清高	◎ 塩澤 崇	◎ 坂本 裕彦	◎ 三原 一高
○ 中坪 宏明	○ 菅沼 孝夫	○ 下平 順一	○ 下平 順一
加治 木今	坂井 昌平	小林 敏夫	竹内 正寛
小林 敏夫	竹内 正寛	塩澤 崇	中坪 宏明
坂本 裕彦	長谷部 清人	三原 一高	馬場 宣子
下平 順一	馬場 宣子	宮澤 清高	
三原 一高	宮澤 勝人		

平成 21 年 11 月～平成 23 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業	文教厚生	議会運営	議会報編集委員会
◎ 三原 一高	◎ 塩澤 崇	◎ 坂本 裕彦	◎ 三原 一高
○ 中坪 宏明	○ 菅沼 孝夫	○ 下平 順一	○ 下平 順一
加治 木今	木下 力男	小林 敏夫	竹内 正寛
小林 敏夫	竹内 正寛	塩澤 崇	中坪 宏明
坂本 裕彦	長谷部 清人	竹内 正寛	馬場 宣子
下平 順一	馬場 宣子	三原 一高	
宮澤 清高	宮澤 勝人		

文教厚生委員会 木下力男 平成 22 年 8 月 12 日 死亡

平成 23 年 5 月～平成 25 年 4 月（改選 H23.4.24）

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業	文教厚生	議会運営	議会報編集委員会
◎ 三原 一高	◎ 加治木 今	◎ 下平 順一	◎ 菅沼 孝夫
○ 小林 敏夫	○ 菅沼 孝夫	○ 宮澤 勝人	○ 宮澤 勝人
伊東 正人	岩崎 康男	加治木 今	加治木 今
坂本 裕彦	塩澤 京子	坂本 裕彦	竹村 誉
竹内 正寛	下平 順一	菅沼 孝夫	長谷部 清人
長谷部 清人	竹村 誉	三原 一高	
宮澤 勝人	中坪 宏明		

平成 25 年 5 月～平成 27 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業	文教厚生	議会運営	議会報編集委員会
◎ 加治木 今	◎ 菅沼 孝夫	◎ 中坪 宏明	◎ 宮澤 勝人
○ 岩崎 康男	○ 伊東 正人	○ 竹村 誉	○ 塩澤 京子
小林 敏夫	坂本 裕彦	岩崎 康男	加治木 今
竹村 誉	塩澤 京子	下平 順一	菅沼 孝夫
中坪 宏明	下平 順一	菅沼 孝夫	竹村 誉
長谷部 清人	竹内 正寛	宮澤 勝人	
宮澤 勝人	三原 一高		

総務産業委員会 長谷部清人 平成 25 年 10 月 24 日 死亡

平成 27 年 5 月～平成 29 年 4 月（改選 H27.4.26（無投票））

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設産業委員会	教育民生委員会	議会運営委員会	広報広聴委員会
◎ 岩崎 康男	◎ 小林 敏夫	◎ 三原 一高	◎ 坂本 裕彦	◎ 加治木 今
○ 中坪 宏明	○ 伊東 正人	○ 竹村 誉	○ 伊東 正人	○ 池上 善文
池上 善文	塩澤 康一	小原 茂幸	三原 一高	塩澤 康一
坂本 裕彦	坂井 昌平	竹村 知子	坂井 昌平	三原 一高
菅沼 孝夫	加治木 今	氣賀澤葉子	小林 敏夫	小林 敏夫
塩澤 康一	小原 茂幸	中坪 宏明	岩崎 康男	岩崎 康男
伊東 正人	三原 一高	池上 善文		坂本 裕彦
坂井 昌平	竹村 知子	岩崎 康男		
小林 敏夫	氣賀澤葉子	坂本 裕彦		
加治木 今	竹村 誉	菅沼 孝夫		

平成 29 年 5 月～平成 30 年 2 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設産業委員会	教育民生委員会	議会運営委員会	広報広聴委員会	議会機能向上委員会
◎中坪 宏明	◎伊東 正人	◎小林 敏夫	◎竹村 誉	◎岩崎 康男	◎竹村 誉
○池上 善文	○竹村 誉	○小原 茂幸	○竹村 知子	○氣賀澤葉子	○竹村 知子
加治木 今	岩崎 康男	氣賀澤葉子	池上 善文	中坪 宏明	池上 善文
坂井 昌平	菅沼 孝夫	坂本 裕彦	伊東 正人	伊東 正人	伊東 正人
竹村 知子	三原 一高	塩澤 康一	小林 敏夫	小林 敏夫	小林 敏夫
小原 茂幸	池上 善文	伊東 正人	中坪 宏明	坂本 裕彦	中坪 宏明
氣賀澤葉子	加治木 今	岩崎 康男		塩澤 康一	氣賀澤葉子
坂本 裕彦	小林 敏夫	坂井 昌平		竹村 知子	
竹村 誉	塩澤 康一	菅沼 孝夫			
三原 一高	中坪 宏明	竹村 知子			

建設産業委員・教育民生委員 岩崎康男 平成 30.2.19 辞職

平成 30 年 2 月～平成 31 年 4 月

◎：委員長 ○：副委員長

総務委員会	建設産業委員会	教育民生委員会	議会運営委員会	広報広聴委員会	議会機能向上委員会
◎中坪 宏明	◎伊東 正人	◎小林 敏夫	◎竹村 誉	◎坂本 裕彦	◎竹村 誉
○池上 善文	○竹村 誉	○小原 茂幸	○竹村 知子	○氣賀澤葉子	○竹村 知子
加治木 今	菅沼 孝夫	氣賀澤葉子	池上 善文	中坪 宏明	池上 善文
坂井 昌平	三原 一高	坂本 裕彦	伊東 正人	伊東 正人	伊東 正人
竹村 知子	池上 善文	塩澤 康一	小林 敏夫	小林 敏夫	小林 敏夫
小原 茂幸	加治木 今	伊東 正人	中坪 宏明	小原 茂幸	中坪 宏明
氣賀澤葉子	小林 敏夫	坂井 昌平		塩澤 康一	氣賀澤葉子
坂本 裕彦	塩澤 康一	菅沼 孝夫		竹村 知子	
竹村 誉	中坪 宏明	竹村 知子			
三原 一高					

令和元年 5 月～令和 4 年 4 月（改選 H31.4.21）

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業		教育民生建設		議会運営		広報広聴		議会機能向上推進	
◎	池上 善文	◎	氣賀澤葉子	◎	竹村 知子	◎	小原 茂幸	◎	竹村 知子
○	塩澤 康一	○	竹村 誉	○	宮下 稔	○	塩澤 康一	○	宮下 稔
	小原 晃一		中原 茂之		氣賀澤葉子		氣賀澤葉子		氣賀澤葉子
	中島 和彦		竹村 知子		竹村 誉		竹村 誉		竹村 誉
	小原 茂幸		小林 敏夫		池上 善文		中原 茂之		池上 善文
	池田 幸代		宮下 稔		塩澤 康一		竹村 知子		塩澤 康一
	加治木 今		松崎 剛也				池上 善文		松崎 剛也
	小松原繁樹						小松原繁樹		

総務産業委員・広報広聴委員 小松原繁樹 令和元.11.11 辞職

総務産業委員 加治木 今 令和 2.1.26～補欠委員

令和4年5月～令和5年4月

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業		教育民生建設		議会運営		広報広聴		議会機能向上推進	
◎	宮下 稔	◎	竹村 知子	◎	小原 茂幸	◎	氣賀澤葉子	◎	小原 茂幸
○	松崎 剛也	○	小原 晃一	○	中原 茂之	○	中島 和彦	○	中原 茂之
	中島 和彦		池上 善文		竹村 知子		竹村 知子		竹村 知子
	加治木 今		小原 茂幸		松崎 剛也		松崎 剛也		松崎 剛也
	竹村 誉		中原 茂之		宮下 稔		宮下 稔		宮下 稔
	塩澤 康一		池田 幸代		池田 幸代		塩澤 康一		池田 幸代
	三原 一高		氣賀澤葉子				池田 幸代		
							小原 晃一		

令和5年5月～令和7年5月

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業		教育民生建設		議会運営		広報広聴		議会機能向上推進	
◎	松崎 剛也	◎	小原 晃一	◎	氣賀澤葉子	◎	宮下 稔	◎	氣賀澤葉子
○	池田 幸代	○	中島 和彦	○	竹村 知子	○	今堀 雷三	○	竹村 知子
	小林 敏夫		竹上 陽子		松崎 剛也		竹上 陽子		松崎 剛也
	今堀 雷三		竹村 誉		小原 晃一		松崎 剛也		小原 晃一
	福澤 美香		氣賀澤葉子		中島 和彦		小原 晃一		中島 和彦
	押田 慶一		中山 万宝		竹村 誉		押田 慶一		押田 慶一
	藤井 邦彦		宮下 稔		中山 万宝		藤井 邦彦		竹村 誉
	竹村 知子						中山 万宝		中山 万宝
							竹村 知子		

総務産業委員長・議会運営委員・広報広聴委員・議会機能向上推進委員 松崎剛也 令和 5.10.31 辞職

議会運営副委員長（議会機能向上推進副委員長） 中島和彦 令和 5.11.24～

総務産業委員長 竹村知子 令和 5.11.29～

議会運営委員（議会機能向上推進委員） 中山万宝 令和 5.11.29～

総務産業委員 福澤美香 令和 6.1.22～補欠委員

令和7年5月～令和9年4月

◎：委員長 ○：副委員長

総務産業		教育民生建設		議会運営		広報広聴		議会機能向上推進	
◎	小原 晃一	◎	今堀 雷三	◎	竹村 誉	◎	中島 和彦	◎	竹村 誉
○	中山 万宝	○	藤井 邦彦	○	押田 慶一	○	中山 万宝	○	押田 慶一
	小原 茂幸		宮下 稔		藤井 邦彦		小原 茂幸		藤井 邦彦
	竹村 誉		竹上 陽子		小原 晃一		竹村 誉		小原 晃一
	押田 慶一		池田 幸代		中山 万宝		小原 晃一		福澤 美香
	小林 敏夫		竹村 知子		今堀 雷三		竹村 知子		中山 万宝
	福澤 美香		中島 和彦				福澤 美香		今堀 雷三
							今堀 雷三		

改正

平成28年12月15日条例第38号

令和4年12月20日条例第36号

令和6年6月27日条例第16号

駒ヶ根市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 議員の活動原則（第7条・第8条）

第3章 議案及び政策の審議及び調査（第9条—第14条）

第4章 市民との情報共有（第15条—第17条）

第5章 市民参加の推進（第18条・第19条）

第6章 議員間討議及び政策提案（第20条—第23条）

第7章 政治倫理及び議員報酬（第24条・第25条）

第8章 災害等発生時の危機管理（第26条・第27条）

第9章 議会事務局の充実（第28条）

第10章 見直し手続（第29条）

附則

地方議会は、二元代表制のもと、地方公共団体の立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関として、その権能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行に始まる地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割や責務は重要性を増している。

駒ヶ根市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた本市の執行機関である駒ヶ根市長とともに、互いに市民の負託に応える責務を負っている。

本市の意思決定機関である駒ヶ根市議会は、住民自治の実現により、市政の発展並びに市民生活及び福祉の向上に寄与するために、次に掲げる二つを推進するものとする。

一つは、「開かれた議会」として、市民との情報共有及び市民参加を推進することであり、このために市政が直面する問題等を市民に明らかに示し、議会の議論の中に市民意見を反映する仕組みを構築する。

もう一つは、「言論の府」及び「立法の府」として、徹底した議論及び政策提言を行うことであり、このために議員間の討議を活性化するとともに、議論を尽くした上で多様な意見を集約し、政策提言及び政策立案を行う。

ここに、駒ヶ根市議会は、その基本理念、基本方針等を定め、市民、市の執行機関及び議会の関係を明らかにし、品格ある議会としてあるべき姿を定めるものとして、駒ヶ根市議会における最高規範であるこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、駒ヶ根市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し真に市民の負託に応え、もって市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会に関する全ての例規に先んずる、議会における最高規範である。

(基本理念)

第4条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、住民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 議会活動の諸場面において、市民参加を推進すること。

(3) 議員間の討議を大いに活性化し、政策提言及び政策立案を行うこと。

(議会の位置付け)

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係る様々な事件についての意思決定を行う議事機関である。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策提言及び政策立案を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めなければならない。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策提言及び政策立案のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

(政務活動費)

第8条の2 会派又は議員は、駒ヶ根市議会政務活動費の交付に関する条例（令和3年条例第18号）の規定により交付を受けた政務活動費を適正かつ有効に活用するとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(議会の定例会の回数)

第9条 議会は、定例会の回数を年4回とする。

2 定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月にこれを招集する。ただし、必要があると認めたときは、繰上げ又は繰下げて招集することができる。

3 常任委員会及び特別委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

(議会の議決事件)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決に付すべき事件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想の策定、変更及び廃止に関すること。

(2) 友好都市の提携に関すること。

(政策提案の説明要求)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における根拠又は位置づけ
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

(質問)

第12条 議員は、本会議において、一般質問及び緊急質問（以下本条において「質問」という。）を行うことができる。

- 2 議員は、質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告しなければならない。
- 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。
- 4 その他質問に関し必要な事項は、別に定める。

(市長等の議員への反問)

第12条の2 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、別に定めるところにより当該議員へ対し反問することができる。

(発言の取消し勧告)

第13条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

(採択請願への対応)

第14条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

第15条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めなければならない。

(会議の公開)

第16条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

(意見交換会)

第17条 議会は、議会活動について市民等と意見交換を行う場（以下本条において「意見交換会」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 市民参加の推進

(市民意見の反映)

第18条 議会は、議員提案の条例等に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(請願趣旨の聴取)

第19条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

第6章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第20条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。

2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

(政策提言等)

第21条 議会は、議員間での討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

(議会意見の尊重)

第22条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

(議員研修)

第23条 議会は、議員の政策提言能力及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

第7章 政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第24条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

(議員報酬)

第25条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議会は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、市長に対して駒ヶ根市特別職等報酬審議会への諮問を求め、市民等の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

第8章 災害等発生時の危機管理

(災害等発生時における議会の活動)

第26条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害及び重大な事故（以下この章において「災害等」という。）が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。

3 議会は、災害等の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対する情報提供、提言等を行い、かつ、関係機関に対する要請を行うものとする。

(災害等発生時における議員の活動)

第27条 議員は、災害等が発生した場合は、議会の災害時危機管理の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

第9章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第28条 議会は、議員の政策提言機能及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展に心がけ、行動するものとする。

第10章 見直し手続

(見直し手続)

第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月30日から施行する。

(駒ヶ根市議会定例会条例の廃止)

- 2 駒ヶ根市議会定例会条例（昭和44年条例第15号）は、廃止する。

(駒ヶ根市議会の議決に付すべき事件に関する条例の廃止)

- 3 駒ヶ根市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成12年条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成28年12月15日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月27日条例第16号）

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

駒ヶ根市議会先例等に関する申し合せ事項

1. (総 則)

- (1) 議会の呼称は、暦年ごとに「令和 年 第 回定例会」・「令和 年 第 回臨時会」と称し、回数は定例会、臨時会の別なく通し番号とする。(H31. 4. 23 議運 R1. 5. 1 から適用)
- (2) 臨時会における付議事件の告示は、招集告示と同時に行うのを例とし、招集日までに追加提出される事件についても、追加告示されるのを例とする。
- (3) 議会（議員）提出案件で、臨時会に付議すべきものは、あらかじめ議長から市長に協議して、その告示方を要請する。
- (4) 一般選挙後最初の議会においては、議会事務局長が臨時議長を紹介するのを例とし、臨時議長選任まで会議を進行する。
- (5) 会議参集の通告は、議会事務局にある氏名掲示登庁点滅灯を自ら点灯して行う。
- (6) 議席は、一般選挙後最初の会議において議長が指定する。この場合、あらかじめ抽せんにより議席を定め、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終二番（最終番の一つ前）とするのを例とする。(H19. 1. 22 議運 H19. 4. 30 から適用)
- (7) 会期の延長は、最終日において行うのを例とする。
- (8) 会議開始の通報は、定刻5分前第1報（ブザー）、定刻第2報（ブザー）により行う。
- (9) 会議中、休憩をとるのを例とする。
- (10) 議会の文書は、暦年による区分を例とする。
- (11) 議場におけるマナーについては、次のとおりとする。(H19. 1. 22 議運)

ア. 議場への入退場	入場時…礼	退場時…しない
イ. 演壇への登降	登壇……礼	降壇……しない
ウ. 敬称 「〇〇長」「〇〇議員」とし、「さん」「君」は付けないものとする。		
- (12) 駒ヶ根市議会は、原則として会派制をとるものとし、会派とは二人以上の所属議員を有するものとする。(H18. 12. 4 議運 H19. 4. 30 から適用)
- (13) 会派を結成したときは、会派の代表者は議長に届け出るものとする。また、届け出事項に異動が生じた場合も同様とする。(H18. 12. 4 議運 H19. 4. 30 から適用)

2. (議 案)

- (1) 一般会計、特別会計及び企業会計決算認定の件は9月定例会に提出するのを例とする。
- (2) 議案等の訂正及び撤回は、承認されるのを例とする。
- (3) 議案等の誤植訂正については、正誤表または口頭により行うのを例とする。
- (4) 議案等の番号は、暦年通し番号とするのを例とする。
- (5) 議案等は、原則として開会前議会運営委員会終了後に議員に配布するのを例とする。(H19. 1. 22 議運)

3. (議事日程)

- (1) 議事日程は、会議の当日議場において議席に配布するのを例とする。
- (2) 議事日程は、会議ごとに作成し、順次号数（その1、その2等）を付し、日程に入らず延会したとき、または日程を終了しないまま延会したときは、次回の議事日程はその号数を新たにする。

4. (選 挙)

- (1) 議会の役職は、2年で改選することを例とする。ただし、再選は妨げない。
- (2) 議長、副議長に立候補する議員は、立候補表明演説を全員協議会で行うのを例とする。
- (3) 議長、副議長選挙において、各選挙の候補者が1人の場合は、指名推選するのを例とする。
- (4) 議長、副議長に当選した議員は、登壇して就任のあいさつを行うのを例とする。

5. (議 事)

- (1) 提出議案の説明は、市長が総括して行い、副市長、主管部長が細部説明を行う。
決算は、会計管理者又は主管部長が行う。
- (2) 当初予算を提案する議会においては、市長が施政方針を説明する。
- (3) 説明のため、議場に出席を求める者の範囲は、通常の場合次のとおりとし、文書により行う。
市長、副市長、部長の職にある者、総務課長、企画振興課長及び財政課長
会計管理者
教育長、教育次長
監査委員、監査委員事務局長 (H24. 4. 4 議運)
- (4) 議案の朗読は、人事案、意見書等を除き省略するのを例とし、朗読は議会事務局長が行う。
- (5) 議案等の委員会付託は、議長が口頭をもって行うのを例とする。
- (6) 一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算並びにこれらの決算は、特別委員会を設置して付託するのを例とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)
- (7) 条例、補正予算及びその他事件については、内容によりその所管の常任委員会に付託する。当初予算とその補正予算が同時に提出された場合の補正予算の取り扱いも同様とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)
- (8) 二以上の常任委員会に関連ある案件は、主たる常任委員会に付託するのを例とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)
- (9) 人事案件、専決処分報告及び意見書・決議案については、委員会付託を省略し、採決するのを例とする。
- (10) 議案の発議者となった（提案説明を行なった）議員は、その議案に対して討論することができない。
なお、議案の発議について賛成者となった（連署した）議員は、賛成討論を行なうことができる。(H19. 6. 22 議運)

6. (発 言)

- (1) 一般質問は、招集日の翌日午前 10 時を通告期限とし、抽せんにより順位を決めるのを例とする。(R7. 3. 議運 R7. 6 月定例会から適用)
- (2) 一般質問は、「一括質問・答弁方式」又は「一括質問・答弁方式及び一問一答方式との併用方式」のうちいずれかの方法を選択できるものとする。(H24. 4. 4 議運)
- (3) 一般質問における質問時間は 30 分以内とし、会議規則第 63 条の規定にかかわらず回数は制限しないものとする。(H24. 4. 4 議運、H27. 3. 4 議運一部修正)
- (4) 緊急質問については、あらかじめ通告し、その諾否は議会運営委員会において協議することを例とする。
- (5) 臨時会においては、一般質問を行わないのを例とする。
- (6) 一般質問における質問及び答弁の場所は、次のとおりとする。
 - ア. 質問者による最初の質問は質問席から登壇して行い、2 回目以降は質問席で行う。
 - イ. 質問者が最初に登壇して行った質問事項に対する市長・副市長・教育長・行政委員会の長の答弁は登壇して行い、質問者が質問席から行った質問事項に対する答弁はすべて自席で行う。部長の答弁は最初から自席で行う。(H24. 4. 4 議運、H27. 3. 4 議運一部修正)
- (7) 質疑及び討論は自席で行う。(H27. 3. 4 議運一部修正)
- (8) 委員長報告及び委員長報告に対する質疑の答弁は登壇して行う。(H27. 3. 4 議運)
- (9) 議長が同一議案を区分したときは、その質疑の回数は区分ごととするのを例とする。
- (10) 一部事務組合に対する発言は、関連して行うことを例とする。
- (11) 議場における発言の通告書の提出については、次のとおりとする。(H18. 12. 4 議運 H19. 3 月定例会から適用)
 - ア. 質疑及び討論については、従来どおりとし、通告書は提出しない。

ただし、当初予算及び決算議案の質疑に関しては、数値に関連する内容のものは具体的に通告することとし、また、その他のものは通告に協力するものとする。その際の通告の期限は、開会日前々日の午後 3 時とする。なお、その通告の日が祝祭日・休日に当たる場合は直前の平日とする。(後段 H21. 8. 26 議運 H21. 9 月定例会から適用)
 - イ. 一般質問通告書の様式は従来どおりとする。答弁者については「市長」又は「執行機関の長」が原則として当たるものであるが、「答弁を求めようとする者の職名」欄には、市長、教育長等を明記する。特に「部長答弁」を必要とする場合は、当該部長を指名するものとする。ただし、答弁者の変更もあり得る。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)
 - ウ. 一般質問通告書は、「項目」及び「要旨」について、出来るだけ簡潔明瞭に記入するものとする。
 - エ. 答弁についても、あまり長くならない様 (30 分位) 申し入れる。
- (12) 一般質問においては、会議規則第 51 条の規定にかかわらず、自己の議席番号を告げないものとする。(H27. 3. 4 議運)
- (13) 一般質問において、資料、新聞紙、文書等を掲示するときは、予め議長の許可を得なければなら

い。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)

上記の資料等について、議長の許可を得たデータを一般質問日の3日前（その日が休日の場合は、その前日）の午後3時までに議会事務局へ提出すれば（1議員に対して、3点まで）、一般質問時に議会用タブレットへ一括表示を行なえる。また、議会傍聴者に対しては、議場へ設置したモニターにより投影を行なえる。(R7. 9. 22 議運、R7. 12 定例会から適用)

(14) 議会運営上支障が生ずる恐れのある一般質問通告の取下げ及び訂正は、従来どおりの様式を用い議長に提出する。

また、一般質問通告の取下げ等の申し出書が提出された場合は、必要に応じて議会運営委員会を開催し取扱いについて協議する。(R2. 5. 12 議運)

(15) 本会議等における反問については次のとおりとする。(R6. 6. 25 議運、R7. 2. 1 から適用)

ア. 反問は、本会議及び委員会、全員協議会の質疑又は質問（以下、「質疑等」という。）において行うことができる。

イ. 反問をできる者は、質疑等に対して答弁すべき者に限る。

ウ. 反問内容は、質疑等の趣旨・内容・根拠・背景の確認、不明点や疑義のある点の確認とする。

エ. 一般質問においての反問に対する答弁時間は、当該議員の質問時間に含まない。

オ. 反問の回数は、同一質疑等において3回を超えてはならない。

カ. 質疑等を行った議員は、反問に対し答弁しなければならない。

キ. 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合においては、反問を制止することができる。

(16) 一般質問通告書について、本会議の傍聴者のみに、1日目と2日目を一緒にした資料として、写しを配布することができる。なお、通告書の内容に修正が生じた場合は、一般質問ヒアリングの翌々日午後4時までに訂正版を提出すれば、差し替えを配布することができる（R7. 9. 22 議運、R7. 12 定例会から適用）

7. (委員会)

(1) 常任委員及び議会運営委員の選任は、あらかじめ会派代表者会等で所属を定めたものについて、議長の指名によって行うのを例とする。

なお、議長は一たん総務産業常任委員に就任した後、会議の許可を得て辞任するのを例とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)

(2) 定例会における常任委員会の開催は1日1委員会を原則とする。常任委員会は予算特別委員会又は決算特別委員会に先んじて開催するものとし、常任委員会は駒ヶ根市議会委員会条例第2条の委員会名記載順に行うのを例とするが、直前に開催する委員長調整会議で決定するものとする。委員会予備日については、3月及び9月定例会は2日、6月及び12月定例会は1日とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)

(3) 予算特別委員会の委員の定数は14人とし、議長を除く全員で構成するのを例とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)

- (4) 決算特別委員会の委員の定数は13人とし、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成するのを例とする。(H31. 3. 4 議運、H31. 4. 30 から適用)
- (5) 委員長の報告は、委員会の議案審査の経過及び結果を報告することを例とする。

8. (表決)

- (1) 人事案件及び一般会計当初予算の表決は、起立で行うのを例とする。

9. (請願、陳情)

- (1) 請願、陳情の受付期限は、定例会開会前に開催される議会運営委員会の前日の正午までに提出されたものをその定例会で審査する。
- (2) 会議の議題とならなかった請願の取り下げは、議長が紹介議員の意見を聴いて承認する。
- (3) 陳情は、その議会において、議長から委員会審査が行われる日までに、委員会へ回付するのを例とする。
- (4) 回付した陳情の取り下げは、議長が委員長と協議して承認する。
- (5) 回付しなかった陳情の取り下げは、議長が承認する。
- (6) 決議案、意見書案が提出されたときは、各派代表者会に諮問した後、議会運営委員会の議を経て会議に付するのを例とする。
- (7) その他請願、陳情等の取扱いについては、「請願・陳情等の取扱い要領」による。(H30. 3. 14 議運、H30. 3 月議会から適用)

10. (議 場)

- (1) 議場は、傍聴席を除いたものを呼ぶのを例とする。(R2. 9. 28 議運)

11. (会議録)

- (1) 会議録署名議員の指名は、議席順に行うことを例とする。

12. (議会全員協議会)

- (1) 一般選挙後最初の議会全員協議会は、議会事務局長が招集し、主宰する。(H20. 12. 10 議運)
- (2) 議会全員協議会の会議録は、要点筆記とし、委員会会議録の例により調整する。(H20. 12. 10 議運)
- (3) 議会全員協議会の開催場所は、議長が指定する場所とする。(R2. 3. 17 議運 R2. 4. 1 から適用)

13. (各派代表者会)

- (1) 各派代表者会の会議録は、要点筆記とし、委員会会議録の例により調整する。(H27. 3. 4 議運 H27. 4. 30 から適用)
- (2) 各派代表者会は、その議決で秘密会とすることができる。なお、秘密会の議事の記録は公表しない。

(H27. 3. 4 議運 H27. 4. 30 から適用)

- (3) 各派代表者会の決定事項については、代表者から所属会派の議員に周知するのを例とし、その他の議員については、議長から個別に周知する。(H29. 3. 17 議会会議規則改正)

14. (広報広聴委員会)

- (1) 広報広聴委員会は、原則として会議録の調整を要しない。(H27. 3. 4 議運 H27. 4. 30 から適用 H29. 3. 17 議会会議規則改正)

15. (委員長調整会議)

- (1) 委員長調整会議は、原則として会議録の調整を要しない。(H27. 3. 4 議運 H27. 4. 30 から適用 H29. 3. 17 議会会議規則改正)

16. (その他)

- (1) 一般選挙後最初の議会のはじめに、議員及び理事者は自己紹介を行う。
(2) 理事者及び行政委員等の就退任あいさつは、次のとおりとする。

区 分	就 任	退 任
(1) 市 長	初めて招集される本会議の冒頭	特段の扱いはない
(2) 副 市 長	同意された日の本会議の議決直後	〃
(3) 教 育 長	〃	〃
教育委員会委員	同意された日の本会議の議決直後	特段の扱いはない
選挙管理委員会委員	〃	〃
(4) 監 査 委 員	〃	〃
公平委員会委員		
固定資産評価審査委員会委員		
(5) 農業委員会委員	会長が選出された後の直近定例会本会議の冒頭に会長のみが行う。	〃 (H29. 8. 25 議運 H29. 8. 25 から適用)

- (3) 議長会の永年勤続議員に対する表彰は、会議において議長から伝達する。表彰の内容は、会議録に登載することを例とする。
(4) 議員の議長在職時における市政功労等の受賞については、公務（来賓）との都合上、辞退を申し出るものとし、議長辞職後に受賞対象とするものとする。(H29. 5. 30 議運)
(5) 現職議員の逝去に対しては、議会運営委員会の議を経て次の会議において弔意決議を行う。決議案の提案説明者は、他会派議員とするのを例とし、決議文は霊前へ供する。

- (6) 前議長の在職中のあいさつは、議場において行うのを例とする。(H19. 1. 22 議運)
- (7) 内規に基づく議員及び議員の家族の慶弔事項に関するあいさつは、直近の全議員の集合する機会に行うのを例とする。ただし、議場でのあいさつは行わない。
- (8) 議会運営委員会の決定事項については、委員から所属会派の議員に周知するのを例とし、その他の議員については、議長から個別に周知する。
- (9) 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により提出された書類は、提出を受けたことで処理することを例とする。この場合必要あるときは質疑を行う。
- (10) 公用車の利用については、次のとおりとする。(H19. 1. 22 議運)
- ア. 行政視察等、命による出張（委員会、会派に限る。個人は不可。）に当たり、県外でも送迎に公用車を利用することとし、自家用車は使用しない。
- イ. 日程が決まり次第、早めに公用車を手配するものとするが、既に他に決定された利用者のある場合はこの限りでない。
- (11) 議会本会議等(委員会を含む)については、通年を通して、上着及びネクタイの着用は要しない。(R7. 9. 22 議運)
- (12) 議場又は委員会室等へは、水筒やペットボトル等を持ち込んではいならない。ただし、議場にあっては議長の、委員会室等にあっては会議の招集権者の許可を得たときは、この限りでない。なお、許可を得て持ち込んだ水筒やペットボトル等は机上に置いてはならない。(R2. 3. 17 議運 R2. 4. 1 から適用)

Ⅲ 行政

1. 歴代理事者

A 歴代市長

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
1	芦部 啓太郎	昭和29年8月9日	昭和30年12月28日
2	北原 名田造	31年1月29日	43年1月28日
3	座光寺 久男	43年1月29日	51年1月28日
4	竹村 健一	51年1月29日	63年1月28日
5	中原 正純	63年1月29日	平成20年1月28日
6	杉本 幸治	平成20年1月29日	令和2年1月28日
7	伊藤 祐三	令和2年1月29日	在任中

B 歴代助役

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
1	塩沢 晋作	昭和30年5月21日	昭和31年5月29日
2	座光寺 久男	31年5月30日	43年1月5日
3	戸枝 和男	43年3月11日	59年3月10日
4	中條 光雄	59年4月11日	63年3月10日
5	宮下 恒男	63年3月11日	平成8年3月10日
6	福澤 市郎	平成8年3月11日	16年3月10日
7	原 寛恒	16年3月11日	19年3月31日

*平成19年4月1日から副市長設置

C 歴代副市長

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
1	原 寛恒	平成19年4月1日	平成20年2月29日
2	清水 亀千代	20年4月10日	22年4月30日
3	本並 正直	22年6月7日	24年3月31日
4	堀内 秀操	24年4月11日	令和2年4月10日
5	小平 操	令和2年4月11日	在任中

D 歴代収入役

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
1	北原 惣内	昭和30年5月21日	昭和34年3月11日
2	片桐 千尋	34年3月27日	36年6月30日
3	小林 精一	37年9月1日	45年8月31日
4	竹村 健一	45年9月7日	50年12月22日
5	宮下 恒男	51年3月11日	63年3月10日
6	下平 基雄	63年3月11日	平成8年3月10日
7	赤須 弘侑	平成8年3月11日	16年3月10日
8	佐藤 伊左男	16年3月11日	19年3月31日

*平成19年3月31日収入役廃止

E 歴代教育長

順位	氏名	就任年月日	退任年月日
1	倉田 一義	昭和30年10月1日	昭和32年9月30日
2	北澤 照司	32年10月1日	49年1月14日
3	宮下 清計	49年3月14日	52年9月30日
4	木下 衛	52年10月1日	平成元年9月30日
5	高坂 保	平成元年10月1日	11年9月30日
6	中原 稻雄	11年10月1日	21年9月30日
7	小木 曾伸一	21年10月1日	29年9月30日
8	本多 俊夫	29年10月1日	令和7年9月30日
9	齊藤 博	令和7年10月1日	在任中

3. 理事者給与等

適用年月日	市長	副市長・助役	収入役	教育長
平成 6 年 4 月 1 日	815,000	671,000	605,000	572,000
7 年 4 月 1 日	839,000	691,000	623,000	589,000
10 年 4 月 1 日	856,000	702,000	634,000	599,000
13 年 4 月 1 日	865,000	710,000	641,000	611,000
14 年 4 月 1 日	800,125	681,600	621,770	598,780
15 年 4 月 1 日	797,120	678,600	618,580	596,005
17 年 4 月 1 日	787,000	663,000	603,000	579,000
18 年 1 月 1 日	756,000	636,000	579,000	556,000
19 年 4 月 30 日	756,000	636,000	(収入役廃止)	556,000
20 年 1 月 29 日	787,000	663,000		579,000
21 年 12 月 1 日	785,000	661,000		577,000
22 年 12 月 1 日	784,000	660,000		576,000
25 年 7 月 1 日	627,200	594,000		518,400
26 年 4 月 1 日	784,000	660,000		576,000
31 年 4 月 1 日	830,000	670,000		576,000

期 末 手 当 3.5 ヶ月分（6 月 1.75 ヶ月 12 月 1.75 ヶ月）

給料月額に 1.4 を乗じて得た額を期末手当基礎額とする。

※理事者の給料月額は、駒ヶ根市特別職の職員等の給与に関する条例の附則（特別措置）により平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、市長が 20%の減額を、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までの間、市長が 20%、副市長が 8 %、教育長が 5 %の減額が実施された。

※理事者の給料月額は、駒ヶ根市職員の給与の臨時特例に関する条例により平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、市長が 20%、副市長が 10%、教育長が 10%の減額が、期末手当は一律 8 %の減額がそれぞれ実施された。

※「副市長・助役」の欄 平成 18 年までは助役、平成 19 年からは副市長の額である。

4. 財政状況

(1) 各会計別当初予算

(単位 千円・%)

会 計 名		令和 8 年度	令和 7 年度	増減額	増減率
一般会計		18,660,000	17,840,000	820,000	4.6
特別会計	用地取得事業	103,286	76,196	27,090	35.6
	中沢財産区	139	1,116	△ 977	△ 87.5
	介護保険	3,620,879	3,508,893	111,986	3.2
	国民健康保険	2,829,806	2,673,902	155,904	5.8
	後期高齢者医療	604,351	546,046	58,305	10.7
	駒ヶ根高原別荘地	18,909	18,814	95	0.5
企業会計	水道事業	1,182,652	1,135,357	47,295	4.2
	公共下水道事業	1,761,099	1,503,650	257,449	17.1
	農業集落排水事業	981,913	966,877	15,036	1.6
総計		29,763,034	28,270,851	1,492,183	5.3

(2) 一般会計歳入当初予算の状況(財源別)

(単位 千円・%)

区分		令和 8 年度		令和 7 年度		増減額	
		予算	構成比	予算	構成比	増減	増減率
自主財源	市 税	5,044,190	27.0	4,950,309	27.7	93,881	1.9
	分担金及び負担金	348,494	1.9	337,657	1.9	10,837	3.2
	使用料及び手数料	126,530	0.7	126,539	0.7	△ 9	△ 0.0
	財産収入	44,292	0.2	40,442	0.2	3,850	9.5
	寄 附 金	1,001,000	5.4	803,000	4.5	198,000	24.7
	繰 入 金	911,962	4.9	913,069	5.1	△ 1,107	△ 0.1
	繰 越 金	150,000	0.8	150,000	0.8	0	0.0
	諸 収 入	501,413	2.7	590,807	3.3	△ 89,394	△ 15.1
	計	8,127,881	43.6	7,911,823	44.3	216,058	2.7
依存財源	地方譲与税	212,444	1.1	228,033	1.3	△ 15,589	△ 6.8
	利子割交付金	4,000	0.0	1,400	0.0	2,600	185.7
	配当割交付金	31,000	0.2	20,100	0.1	10,900	54.2
	株式等譲渡所得割交付金	35,000	0.2	17,600	0.1	17,400	98.9
	法人事業税交付金	104,000	0.6	87,100	0.5	16,900	19.4
	地方消費税交付金	907,000	4.9	876,364	4.9	30,636	3.5
	環境性能割交付金	0	0.0	16,900	0.1	△ 16,900	△ 100.0
	地方特例交付金	69,000	0.4	38,900	0.2	30,100	77.4
	地方交付税	4,100,000	22.0	3,797,000	21.3	303,000	8.0
	交通安全対策特別交付金	2,000	0.0	2,100	0.0	△ 100	△ 4.8
	国庫支出金	2,320,508	12.4	2,320,412	13.0	96	0.0
	県 支 出 金	1,390,667	7.5	1,040,068	5.8	350,599	33.7
	市 債	1,356,500	7.3	1,482,200	8.3	△ 125,700	△ 8.5
	計	10,532,119	56.4	9,928,177	55.7	603,942	6.1
歳入合計		18,660,000	100.0	17,840,000	100.0	820,000	4.6

(3) 一般会計歳出当初予算の状況(目的別)

(単位 千円・%)

区 分	令和8年度		令和7年度		前年対比増	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	金 額	比 率
議 会 費	137,638	0.7	135,464	0.8	2,174	1.6
総 務 費	2,807,097	15.0	2,863,443	16.1	△ 56,346	△ 2.0
民 生 費	5,773,193	30.9	5,106,812	28.6	666,381	13.0
衛 生 費	1,611,222	8.6	1,569,900	8.8	41,322	2.6
労 働 費	16,189	0.1	15,033	0.1	1,156	7.7
農林水産業費	1,102,230	5.9	1,039,754	5.8	62,476	6.0
商 工 費	944,462	5.1	879,668	4.9	64,794	7.4
土 木 費	1,555,731	8.3	1,557,434	8.7	△ 1,703	△ 0.1
消 防 費	543,722	2.9	768,270	4.3	△ 224,548	△ 29.2
教 育 費	2,378,232	12.7	2,193,086	12.3	185,146	8.4
公 債 費	1,765,284	9.5	1,686,136	9.5	79,148	4.7
諸 支 出 金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0
予 備 費	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
歳出合計	18,660,000	100.0	17,840,000	100.0	820,000	4.6

(4) 一般会計歳出当初予算の状況(性質別)

(単位 千円:%)

区 別	令和5年度		令和4年度		前年対比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
人件費	2,659,133	18.0	2,731,160	18.4	△ 72,027	△ 2.6
扶助費	2,120,000	14.4	2,058,114	13.9	61,886	3.0
公債費	1,708,716	11.6	1,797,778	12.1	△ 89,062	△ 5.0
物件費	2,305,141	15.6	2,076,667	14.0	228,474	11.0
維持補修費	114,136	0.8	105,818	0.7	8,318	7.9
補助費等	3,420,000	23.2	3,486,281	23.5	△ 66,281	△ 1.9
普通建設事業費	876,247	5.9	936,325	6.3	△ 60,078	△ 6.4
(1) 補助事業	266,990	1.8	312,132	2.1	△ 45,142	△ 14.5
(2) 単独事業	609,257	4.1	624,193	4.2	△ 14,936	△ 2.4
積立金	425,145	2.9	503,323	3.4	△ 78,178	△ 15.5
投資出資貸付金	289,433	2.0	318,283	2.1	△ 28,850	△ 9.1
繰出金	819,049	5.6	821,251	5.5	△ 2,202	△ 0.3
予備費	20,000	0.1	20,000	0.1	0	0.0
合 計	14,757,000	0.0	14,855,000	0.0	△ 98,000	△ 0.7

(5) 財政分析

(単位 千円)

年 度	標準財政規模	経常収支比率 %	財政力指数	実質公債費比率 %	将来負担比率 %	財政調整基金残高	特定目的基金積立金	地方債現在高	債務負担行為現在高
16	7,963,651	81.3	0.59			625,399	1,538,529	21,065,902	2,267,851
17	8,082,340	83.6	0.59	17.5		683,458	1,530,390	21,193,886	1,977,594
18	8,135,024	83.3	0.61	18.2		684,896	1,391,371	20,771,196	1,422,017
19	8,244,415	89.4	0.64	17.0	193.5	687,636	940,710	20,322,500	1,579,411
20	8,705,235	86.5	0.66	16.2	180.0	690,846	914,897	19,914,192	1,323,507
21	8,905,159	88.2	0.65	16.2	176.6	692,911	1,113,793	20,075,335	1,101,395
22	9,131,421	86.7	0.61	16.1	167.7	694,879	1,252,924	19,753,490	895,876
23	9,054,977	88.0	0.57	17.0	183.1	696,749	1,246,507	19,713,306	756,957
24	9,157,852	89.3	0.56	17.2	189.1	698,236	1,100,200	19,798,958	573,640
25	9,150,020	88.8	0.56	16.6	186.4	699,574	822,398	19,397,934	462,656
26	9,079,870	89.6	0.56	15.2	179.2	701,069	787,120	18,871,502	336,803
27	9,133,111	88.4	0.57	14.6	168.7	680,984	951,033	18,633,486	885,496
28	8,959,502	89.1	0.57	14.2	191.8	681,734	884,642	20,661,160	136,177
29	8,900,698	87.8	0.58	13.8	197.9	782,137	995,364	20,831,617	106,785
30	8,894,853	89.7	0.59	13.3	197.2	882,440	997,119	20,344,981	80,216
R1	8,899,554	89.2	0.60	12.7	179.5	882,731	1,047,209	20,125,976	223,924
2	9,329,911	89.4	0.60	12.2	143.3	972,143	1,598,047	19,822,577	91,875
3	9,717,260	83.3	0.58	11.3	102.2	1,343,640	2,181,031	19,262,488	41,365
4	9,535,884	87.3	0.56	11.6	83.8	1,551,305	2,607,326	18,316,791	33,124
5	9,533,969	92.1	0.56	11.7	70.6	1,852,054	2,593,190	17,330,006	42,790
6	9,713,199	92.7	0.57	11.8	53.9	2,280,310	2,709,733	16,436,763	421,297

IV 産業

1. 産業大分類別事業所数及び従業者数

(単位：事業所・人)

産業分類	平成21年				平成26年				平成28年		令和3年			
	総数		民営		総数		民営		民 営		総数		民営	
	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者	事業所	従業者
総 数	2,036	18,291	1,967	16,763	1,887	18,669	1,813	16,885	1,772	16,513	1,707	18,047	1,646	16,199
第 1 次 産 業	22	383	20	380	25	496	23	488	23	444	25	438	24	435
農林水産業	22	383	20	380	25	496	23	488	23	488	25	438	24	435
第 2 次 産 業	454	6,313	454	6,313	386	6,158	386	6,158	370	6,167	331	6,470	331	6,470
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	230	1,446	230	1,446	193	1,262	193	1,262	182	1,234	156	1,191	156	1,191
製造業	224	4,867	224	4,867	193	4,896	193	4,896	188	4,933	175	5,279	175	5,279
第 3 次 産 業	1,560	11,595	1,493	10,070	1,476	12,015	1,404	10,239	1,379	9,902	1,351	11,139	1,291	9,294
電気・ガス・水道・熱供給業	5	53	2	28	5	47	2	28	3	29	7	20	5	7
運輸通信業 ※	53	655	53	655	42	516	42	516	37	497	33	528	33	528
卸売・小売・飲食店	472	3,207	472	3,207	431	3,221	430	3,221	418	2,906	375	2,884	375	2,884
金融・保険業	35	271	35	271	29	279	29	279	31	260	32	244	32	244
不動産業・物品賃貸	146	319	146	319	129	232	129	232	128	231	112	235	112	235
学術研究・専門・技術サービス業	75	378	72	317	70	299	67	234	65	467	72	583	70	513
医療・福祉	123	1,953	103	1,346	147	2,724	128	1,995	123	1,900	147	2,596	129	1,882
教育・学習支援業	90	768	73	288	83	853	66	384	65	384	72	777	53	303
サービス業	561	3,991	537	3,639	540	3,844	511	3,350	509	3,228	501	3,272	482	2,698

(注1) サービス業に公務・飲食を含む。

(注2) 平成28年は民営のみ調査

(注3) ※の付いた項目はH26年までは「運輸通信業」として1項目、H28より2項目に分割(情報通信業と運輸・郵便業)

2. 駒ヶ根市の産業

(1) 農林業

農家数	(令和2年)	1,345戸
経営耕地面積	(令和2年)	総面積1,251ha (田1,055ha、畑153ha、樹園地42ha)
林野面積	(令和2年)	12,087ha

(2) 工 業

工業事業所数	(令和3年)	99所 (従業者数5,104人)	※従業者4人以上の事業所の合計
製造品出荷額	(令和3年)	1,551億3,452万円	※同 上

(3) 商 業

商店数	(令和3年)	375店 (従業員数2,839人)
商品販売額	(令和3年)	591億6,057万円

(4) 観 光

観光地別入込客数 (令和6年)	
中央アルプス	1,813百人
駒ヶ根高原	4,620百人
光前寺	2,980百人

V 都市宣言

○公明選挙都市宣言

〔 昭和 37 年 12 月 21 日 〕
宣 言

選挙は、民主政治の基礎であり、民主政治の健全なる発展のためには、選挙が公明かつ適正に行わなければならない。しかるに近時における選挙の違反はいちじるしく、真に寒心に堪えないものがある。

この時にあたり、選挙の違反を追放し公明選挙を確立することが、民主政治の道を開き明るい自治体を築くうえに必要である。

よって、本市議会の決議をもって「公明選挙都市」たることを宣言し、市民すべての希望と熱意を結集してこれが実現を期する。

○山岳安全都市宣言決議

〔 昭和 38 年 7 月 19 日 〕
宣 言

崇高な山岳美を愛し、清閑な溪谷美を探訪する人類本然の熱望は年と共にたかまりつつあり、これに伴い地元はもとより各地より当市を訪れる登山観光客の数もまた激増の一途をたどりつつある現況である。

然るに近時その遭難件数、犯罪件数もこれに比例して著しく増加していることは極めて遺憾である。

このときにあたり、山にかかわる下記一切の事故なくして山の平和を確立することは明るい観光都市建設のための必須条件であるよって本市議会の決議をもって「山岳安全都市」たることを宣言し、市民のすべての誠意と希望のもとにこの実現を期する。

記

- (1) 県立公園中央アルプス駒ヶ岳及びこれに連なる山岳地帯の遭難事故を防止する。
- (2) 観光地菅の台高原及びこれに連なる高原地帯の犯罪事故を未然に防止する。
- (3) ロープウェイ建設並びに運行に伴う工事事故及び運行事故、その他犯罪を防止する。

○平和都市宣言

〔昭和59年12月25日〕
宣 言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかるに、今なお世界の各地で武力紛争や戦争が絶え間なく続いており、これらに用いられる兵器は、ますます強力化、高度化し、核軍備の拡大が進み、人類が平和のうちの生存する条件を根本から脅かす段階に至っている。

わが国は、世界唯一の各被爆国として、また、平和憲法の精神からも核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割を果たすべきである。

よって、本市は戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い、ここに駒ヶ根市を「平和都市」とすることを宣言する。

以上決議する。

○暴力追放都市宣言

〔昭和62年12月21日〕
宣 言

平和で明るく住みよい都市づくりは、駒ヶ根市民が等しく願望するものである。

暴力行為は、民主主義の根底を揺るがすものであり、基本的人権の行使と平和な日常生活を脅かすものである。

昨今の暴力団等による不法行為は、増加の一途をたどり、市民生活に著しい不安を与えていることに強い憤りを感じるものである。

我々は、これを排除するため全市民をあげ、あらゆる組織と連携しあい、一切の暴力行為を追放することをここに宣言する。

○自然保護都市宣言

〔 昭和 44 年 3 月 24 日 〕
宣 言

自然は心のふるさと、野山の美しいたたずまいは、私たちの心をいやし、明日への夢と希望を与えてくれます。山と川に集約される駒ヶ根市の美しい自然環境、就中、中央アルプス一帯の高山植物「お花畑」は私達のふるさとの誇り、いわば市民共有の天賦の宝といえましょう。

近年交通機関等の発達により、老若男女を問わず広く一般市民が大自然に接し、美しい景観を楽しめる機会が得られるようになりました。然しながら、山の大衆化時代は同時にまた、私たちの美しい自然が破壊されつつあり、憂慮すべき事態を招来致しております。

私達は、駒ヶ根市の誇る自然環境が永遠に美しく、保護整備され、人々に心の潤いとやすらぎを与え続けることを願い自然保護都市として宣言します。

○自主申告と振替納税を推進する都市宣言

〔 昭和 58 年 9 月 27 日 〕
宣 言

地域社会の活力ある発展をはかり、明るい福祉社会を実現するため健全財政の確立、とりわけ安定的な租税収入の確保につとめなければならない。納税者が自らすすんで正しい申告と納税を行う現在の申告納税制度は、行政への積極的参加の基本である。

駒ヶ根市は、従来からこの申告納税制度の精神に徹し、特に滞納の未然防止と省力化の資するため振替納税を推進し、市民の理解ある協力を得て県下でも優れた納税成績をあげるに至ってすでに久しい。

今後更に正しい申告と口座振替の推進を図り永年培われた納税道義を更に高揚し、明るく住みよい地域づくりにまい進するため、ここに「自主申告と振替納税推進都市」の宣言をする。

○健康で心豊かな都市宣言

〔平成2年12月25日〕
宣 言

市民は、心身ともに健康で、安らぎと潤いのある人間性豊かで文化的な生活の実現を強く望んでいる。

私たち駒ヶ根市民は、一人ひとりのかけがえのない人生を慈しみ、自らの研さんと健康増進に心がけ、人への深い思いやりと相互扶助の心を養い、ともに力を合わせて、この愛する郷土に誇りある健康で心豊かな都市を築くため、市民の総意に基づき、ここに、「健康で心豊かな都市」を宣言する。

- 1 生涯にわたる健康づくりと、常に安定した福祉を大切にするまちづくりに努めよう。
- 2 誠実で思いやりのある心豊かな人になるために、学ぶ喜び生きる喜びに満ちたまちづくりに努めよう。
- 3 子供たちが心身ともに豊かで、健やかに育つ環境づくりに努めよう。
- 4 市民が等しく生きがいを持ち、豊かでゆとりある生活を享受し、明日への発展を期することのできるまちづくりに努めよう。

○人権尊重都市宣言

〔平成8年3月4日〕
宣 言

私たちは、一人ひとりの人権が尊重され幸福に生きる権利を有しています。

すべての人々は、生まれながらにして自由であり、かつ法の下に平等でなければなりません。

しかしながら、今日の社会においては、さまざまな差別が今もなお存在しています。

私たちは憲法の精神のもと、政治的・経済的・社会的・また国際的にも平等であり、いかなる差別も許してはなりません。

そこで私たち駒ヶ根市民は基本的人権を正しく理解し、思いやりと敬愛の意識を高揚しつつ、あらゆる差別に立ち向かう強い実践力を持って、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに平和で明るい社会を築くことを誓い、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

VI 友好都市

○静岡県磐田市（昭和42年1月12日締結）

Jリーグのジュビロ磐田で有名な磐田市とは、名刹光前寺の「早太郎伝説」を縁に、友好都市を提携しました。磐田市では、悉平太郎（しっぺいたろう）伝説といいます。



○福島県二本松市（平成12年5月29日締結）

日本最大級の菊の祭典「菊人形」や、二本松城跡で有名な二本松市。全国に2カ所しかないJICA 青年海外協力隊訓練所のあるまちを縁に、友好都市を締結しました。



○石川県かほく市（平成30年5月22日）

同時被災の可能性が低い地域として、平成25年に災害時応援協定を締結して以来、協定以外の分野でも交流が拡大。締結から5年目を迎え、友好都市を締結しました。



○ネパール ポカラ市（平成13年4月18日）

JICA 青年海外協力隊訓練所のあるまちとして、隊員活動の支援等でネパールと交流を重ね、山岳観光都市という共通点を持つポカラ市と国際協力友好都市協定を締結しました。

